

令和2年第9回 邑南町議会定例会（第4日目） 会議録

1. 招集年月日 令和2年12月7日（令和2年11月30日告示）

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 議 令和2年12月16日（水） 午前9時30分

散会 午後3時17分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 1 4 名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
		地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	渡邊 庸子			農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修		
		保健課長	土崎 しのぶ		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和2年第9回邑南町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年12月16日（水）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和2年第9回 邑南町議会 定例会（第4日目） 会議録

【令和2年12月16日（水）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番漆谷議員、7番大屋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

●山中議長（山中康樹） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き、一般質問を行います。

●山中議長（山中康樹） ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前9時31分 休憩 ——

（Bグループ議員の退場）

—— 午前9時32分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） それでは、質問順位第5号中村議員、登壇をお願いします。

（中村議員登壇）

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 8番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。おはようございます。8番中村でございます。2日目のトップバッターを務めさせていただきます。今回は、1点について通告を致しております。公民館の今後の在り方についてということで通告を致しております。1点でございますので前向きな御答弁をいただいて早めに質問を終えられればというふうに願っております。さっそく質問に入らせていただきますが石橋町長5期目の町政が始まりました。11月の臨時会の開会前に抱負を述べられました。そのなかで住民主体のまちづくりということで昨日も話が出ておりましたが、住民活動に職員が関与する仕組みづくり、あるいは公民館機能も含めて議論をしたいというふうなことを、述べられております。これは、私が、今まで何度か、提案をしながら教育委員会の方から否定をされ続けてきております公民館の、こう、多機能化多用途化というふうなことに、もしかしたらつながるのかなあと期待をしながら通告をさせていただいております。最初にごく基本的なことから質問を致しますが、今まで教育委員会、生涯学習課か、の答弁では社会教育施設であるから公民館では社会教育しかできないのであるという風な答弁でございましたが、改めてお聞きします。なぜ、公民館では社会教育しかできないのでしょうか。

○大橋生涯学習課長（大橋覚） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長（大橋覚） 議員御質問の公民館では、なぜ社会教育しかできないのかということでございます。はじめに、社会教育の定義についてご説明を申し上げます。社会教育法の第2条では、学校教育法等によりまして学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動というとしております。また、公民館の役割につきましては、同じく社会教育法の第20条、目的について示されております。公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、もって文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としているものです、おります。また、一方、同じく社会教育法の第23条におきまして、公民館活動としての禁止事項も示されております。一つに、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。一つに、特定の政党の利害に関する事業を行い、また、公私の選挙に関し、特定の候補者に支持をすること。また、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない、としております。よって禁止されている事項以外のことにつきましては、公民館事業としては可能であるというふうに考えております。また、これら法律のもと、教育委員会といたしまして、教育の大綱、邑南づくり教育計画及び平成30年8月に策定を致しました、邑南町の未来を創造する公民館で、社会教育及び公民館のあり方を示し、併せて各公民館に設置しております活動推進協議会との連携を図りながら、地域の実情に応じた多様な事業を展開しているところでございます。以上でございます。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。社会教育法に基づく社会教育。これを行う施設であると。で、課長の答弁ですと、現在、社会情勢どんどん変わってきてますから、社会教育法できたときからといって、地域の求めているものっていうのは、変わってきているわけですね。で、そういったものにも対応できるんですよ、というような答弁だったかなあと思うんですが。地区別戦略、いま、あとからまた述べますけども、地区別戦略をずっと今、展開をしておりますが、各公民館エリアで、これと公民館とのかかわり方。公民館では、今、地区別戦略の実施組織と公民館とのつながり方っていうのがスムーズにいつているのか。公民館では、それは公民館の仕事ではないというふうな発言があったりしています。で、そういうふうになぜなんでもできるんですと今、いうような答弁でしたけども、なぜ、なんでもできるいいながら、なんでもできないのか。禁止事項は確かにありますね。営利の目的であるとか、特定の宗教であるとか党派であるとかというふうなことににかかわることはだめだと、それはわかります。そういったことではないところでも公民館です、なかなかそういうふうなことができにくい状況にあってですね、私が今まで質問したときにも、公民館は、社会教育施設でありますから社会教育にかかわることを行うんですよ。それ以外のことについては、担当の各部署に公民館からつなぎますという答弁でございました。本当は、公民館でそういったことを、地域が一緒になって解決していくことを、公民館でやっていかなきゃいけないんだと思うんですが。社会教育法に基づいて、邑南町では、ここに公民館条例というのを設けてますね。すいません、書類の整理がまずくて。ここでは社会教育法に基づく社会教育を行うということで公民館を設けるんですよ、ということにしております。で、12の公民館について、どこに公民館を置きますということが、住所を掲げてございます。私の地元は口羽ですけども、口羽公民館は下口羽484番地の1に置くということになっています。これは、これとしてですね、もう一つ、口羽中央集会所条例というのがあります。これは、中央集会所の位置は、邑南町下口羽484番地1です。つまり、口羽公民館が入っている施設は、口羽中央集会所なんです。そういうことですね。で、そのなかで、第9条に利用料のところで、公民館条例の準用がうたってあります。公民館がここに入っているから施設の使用料については、公民館条例に基づいて払ってくださいということがうたわれている。つまり口羽中央集会所という施設であって、口羽公民館という施設ではない。口羽中央集会所の中に口羽公民館がおかれているという解釈はできないでしょうか。

○大橋生涯学習課長（大橋覚） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大橋生涯学習課長。

○大橋生涯学習課長（大橋覚） 議員御質問の条例についてでございます。実は公民館、

12 公民館ございますけど、それぞれ建設時の予算だてに関して、いろいろ、主に農水省の補助金等々活用させていただきながら設置しているというふうに理解はしております。ということで、条例につきましては、二本立てですすんでいるというところがございます。教育委員会といたしましては、公民館条例に準じておりますので、社会教育施設という認識で過去からそれを受け継いでおりますので教育委員会としては、社会教育施設であるというふうに思っております。また、地区別戦略との関係につきましても御質問をいただきました。公民館と致しましては、先般全協でもお示しをさせていただきましたけど、地域の生活課題であったり、地域課題であったりというのを焦点化していこうと。ただし、社会教育施設であるというところは逸脱できませんので、人づくりっていうところを重点に置いた場合に、地区別戦略の歯車ではなく、後方支援、学習をとおして地域の活性化に支援をしてまいろうというスタンスでご説明をさせていただいたところがございます。以上でございます。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。教育委員会、生涯学習課の現在の、公民館に対する考え方っていうのは、今、伺ったところがございますが。公民館活動を行う施設全体を公民館として、生涯学習課が施設管理も行っている。今、そういう状況ですよ。だから、施設全体が公民館だということなんじゃないですか。生涯学習課が管理している施設だから、社会教育施設ですという理論だと思うんですよ。それは、私は誤解じゃないかなと思います。社会教育である公民館活動の管理運営とそれを行う施設の管理運営というのは、これは分けて考えるべきだと私は思います。先ほどの、施設条例。これは、中央集会所、口羽中央集会所だけではありません。先ほど大橋課長言われたように様々な名前で勤労青少年ホームであるとか山村開発センター。矢上交流センター。それから農村環境改善センター、それから、農業構造改善センター、総合交流ターミナル、それぞれ施設条例があります。それぞれが、先ほど言いましたように、公民館条例の運用で利用料を定めている。これらの条例、施設条例では、管理は町長が行うとなってます。ですので、ここからは私は、町長に質問をしたいというふうに思います。施設の管理についてです。社会教育である公民館活動については限界があるんです。社会教育である公民館活動とは公民館活動ではなくて。公民館活動を行っている施設の管理についていくつかの提案を含めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。私は持続可能な邑南町であり続けるためには、少なくともですね、12 公民館エリアの地域コミュニティが、これが、持続していくということが最低限の条件だというふうに考えております。昨日の答弁のなかで、町長も同じようなことを申されたと思います。そのために施設としての公民館ですね、公民館活動だけじゃなくて、施設としての公民館が果たす役割というのは、これは大きなものがあると思います。社会教育もこれ、もちろん大切なことです。社会教育はやめろという話をしているわけではない。社会教育が、かなりのウエイトを占めると思いますよ。半分以上は社会教育になるかもしれない。でも、社会教育だけやる施設ではないんでしょう、ということが言いたいわけです。それ以外にもですね、地域振興に

関すること、産業振興も含めてですよ。地域振興に関すること。地域福祉に関すること、地域コミュニティの維持に関すること、あるいは暮らしに直結した行政サービスに関すること。たくさんの機能を担わなければならない施設なんだというふうに考えます。例えば、先ほども述べましたが、地域振興でいうと地区別戦略、これと、地区別戦略の実施組織と公民館との関係性というのは、これは、もう、ほとんど不可分な状況になっているんじゃないでしょうか。今後もこの関係は、継続されるべきだと。地区別戦略の実施の拠点として、施設としての公民館がある。そういう考え方は、今からはもっていかなきゃいけないんじゃないかと思います。また、道の駅瑞穂の再整備構想では、12公民館を、エリアをつなぐネットワークの構想が掲げられております。交通のネットワークでは、場所によればですよ、道路との関係もあるでしょうが、場所によれば交通の結節点となって、待合所のようなことも兼ねるようなことも必要かもしれません。物流でいいますと、産直市へ出品する商品の集出荷の基地になる。そういう可能性もあると思います。情報のネットワークでいいますと、観光情報、町内の観光やイベントの情報宿泊飲食などの情報、こういったものの発信、集積。場合によると、観光案内所の役割を求められることがあるかもしれません。また地域福祉ということで考えますと、今、地域包括ケアシステムということで取り組んでおりますが、二層の協議体として地域支え合い会議というものが地区社協を中心に展開をされております。高原公民館と布施公民館のエリアは、地区社協では一体となった高原地区社協ということになっておりますが、そのほかは各公民館エリアに地区社協がございます。こういった地区社協の事務局。あるいはその地域の自治会。自治会がこう一つでないところもありますんで、自治会連合会であるとか、そういったものの事務局も公民館に同居することも必要なことなんじゃないかと思います。あるいは住民に一番近い公共施設として、例えば、住民票の発行などというような簡易な窓口業務であるとか、福祉とか保健といった生活に直結した行政サービスですね。そういったものを行う機能も考えられると思います。こうした公民館活動を行っている施設としての公民館。これの複合用途化、多機能化の可能性について、町長の見解。それから、町長が考えておられる、公民館の見直しについてですね、どういう公民館の在り方を町長は考えておられるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 結論から申し上げまして、私と中村議員さんの考え方、公民館の目指す方向性というのは、今の話を聞いて一致してるなあというふうに思っております。だからこそ、私も5期目の遊説等々の訴えるなかで、そういうことも言ってきたわけでありまして。全協のなかでも、亀山議員さんから公民館は何やっとなるかわからんじゃないかと住民の声があるよと。私も常々そういうことを思ってた。確かに1年間これをやりましたというレポートはある。12公民館出ますけども、16年前の合併の前とほぼ変わらない。もっと厳しい言い方をすれば、貸館業務に終わっているねというような感じで、残念でならないです。私は、教育委員会に対する私の思いのなかで、教育委員会が言われるような、より十分

な人員配置ということを受け入れてきて、館長、公民館主事、そして臨時の方。3人体制、どの12公民館もやってきている。手厚い配置をしているという思いがあるのに、なかなか今の時代についてこない公民館に対して、じくじたる思いがあったということでもあります。で、そういうことのなかで、私も少し意地を出しながらですね、教育長にお願いして12月1日に私が招集する総合教育会議を開いたわけです。テーマは、公民館の在り方、1点であります。で、もう今までにないような総合教育会議で、今までにないようなけんけんがくの議論ができました。なかで私が一番印象に残っているのは、長らく社会教育に携わってこられたベテランの教育委員さんから発言がでて、今の社会教育法は時代のニーズにあっていない、ということをおっしゃられたわけでもあります。時代にニーズということは、今、中村議員さんが言われたようなことが、まさに公民館として十分にこたえてないんじゃないかという反省ではないかというふうに思っております。それから、公約のなかで思ったのは、おっしゃるように公民館というのは、本庁よりも支所よりも、一番住民、一番近い拠り所なんです。そこに、仮にですね、わかりやすい話をすれば、保健師さんがいたり福祉の専門の職員がいたりすれば、どれだけ住民の方は安心されるでしょうか。そういうわかりやすい話をしてきたわけでもあります。で、教育長も、総合教育会議のなかでいろいろ、ある意味では反省もされながらですね、公民館活動のさらなる充実を目指してというところでレポートもしておりますし、これが全協の場でも発言のなかであったというふうに思います。今の公民館の在り方というのは、単に従来のような社会教育、講座を様々やるということではなく、それもいいんだろうけども、それ以上にやっぱり地域課題解決型でやっていくべきであろうと。その流れになっているということをおっしゃられたということでもあります。だとすれば、多機能化ということをおっしゃることは、私は次のステップであって、その前にやるべきことは、今の公民館主事、配置している12公民館の主事の考え方、これが教育長の思いと一致してですね、やはり教育委員会の指導のもとに、単に地区別戦略の後方支援、そんな枠にとらわれずにですね、どんどん突っ込んでやるべきじゃないかと。それが、人材、公民館主事の人材育成にもなるわけですし。そここのところの指導のなさが、やはり今日に至っているんじゃないかなあというふうに思っております。したがって、まず、これ、教育長の反省のなかで言葉を借りるとすれば地域課題解決の多様な手法を学ぶ体験、取り組み、これを積極的にやっていくんだと。あるいは、12公民館それぞれ各々やっていくだけではなくて、プロジェクトを組んで総合教育会議の話も、のなかでも出しましたが、今、例えば求められているのは、デジタルトランスフォーメーションというなかでITリテラシーという話がありました。住民は、やっぱりそこが非常にハードルが高くて、じゃあそこを学ぶような共同のプロジェクトを組んでやったらどうか。住民への啓発、あるいは地域課題解決をしたいんだけど、じゃあ、どういう手法が要るのか。NPOを作ったり、こうしたものを作ったりというものを、どうやって作り上げていくかという学びの問題。そうしたものも大いに一緒になって公民館同士でやればいいじゃないかと。非常に、今は狭い枠のなかでしか考えられてないという話も出ました。だから、まず、そこをですね、配置している以上は、主事を徹底的に鍛え上げる。これがまずは肝要かというふうに思っております。そのなかで、やはり主事がおのずと、やはり今の公民館のなかで、多機能化、おっしゃるようなことも必要ではないかというようなことを学びながら、やはり役場のなか全体でですね、どういう多機能化に



する、していくのがいいのか。あるいは、それを一律にするのがいいのか。本当に困っているところへ、そういうことをまず、やってみる。試行してみる。こういったものをですね、やはり一歩踏み込んでやっていくときにまた来るのではないかなあというふうに思っております。私は、どちらかという、まずはやってみたらどうかという立場をいつもとるんですけども。例えば口羽公民館なんかでも話を聞きますと、おっしゃるような多機能化をまずやってみたいという住民のニーズがどうもあるようでございます。そこをやってみて、結果がどうなるか、そこをじっくり味わって、そして議論をしようじゃないかという、私はいつもこういう思いがあるわけです。一律にいろいろ考える必要は、私はもうないというふうに、今、思っています。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。町長も、私と同じような方向を目指すというふうなお話を伺いました。大変うれしく思っております。私も、口羽の話が出ましたけども、公民館の運営と地域の、様々な地区別戦略も含めた、地区社協であったり自治会であったりと、そういった活動が一緒になってやっていくことが、重要なことなんだというふうに思っております。で、最初に生涯学習課長に聞きました。社会教育ということにこだわるというのは、これはほかのことでも前から私は言ったことがあります、いわば縦割りですね。生涯学習から社会教育なんですというような、そういう、縦割りのこう枠を取り外して考えないと、できないことなんじゃないかなあというふうに思います。公民館の多機能化、町長は一つステップはあとだというふうにおっしゃいましたが、多機能化をすることのメリットの一つにですね、私は情報の共有ということがあるんだと思います。先だって教育委員会から示されました公民館活動のさらなる充実を目指してというこの文書ですね。これのなかに、今後の取り組み、課題を、地域課題をどう把握していくのかということが述べられていますが、これは、もう、いろんな場面でいろんなところでもうやっている、おられるんですよ。例えば地区別戦略もそうでしょう。課題を見つけ出して、それを解決するための課題解決の動きを、今既にやっているわけですね。それから、最初に申し上げましたが、地域支えあい会議もそうです。それぞれの分野で地域課題の把握っていうのは、もうずっと前からやっているんです。そういったものが公民館に集中することによって、情報が共有されて、それぞれの立場で、解決策を見出していくことができるんですよ。今求められているのは、課題の把握ではなくて、課題をどうやって解決していくか、いうふうなんじゃないでしょうか。で、その解決策が、もしかしたら、人づくりなのかもしれません。それは、社会教育の方で考えていただくとしてですね。社会教育は社会教育ですということではいわれているかぎり、町長が言われるように公民館主事が社会教育の枠をはずれて、もっと広範囲に活動をしようというふうなことには、僕はならないような気がします。そのことは、ちょっともう一つあとで、もう一つ提案をしたいことがありますのでそこで述べさせていただきます。もう一つのメリットは、公共施設の管理という面ですね。これは、同じコストでですね、施設として

の公民館を運営をしていく同じコストで、パフォーマンスを高めるということで場合によると、他の公共施設が不要となるというふうなこともあるかもしれません。その、施設を活用して、わずかなコストで新たな機能であるとか、地域振興策が展開させるということも考えられます。こういったメリットを生かしていくためにも、多機能化は僕はすぐにでも進めていただきたいなあという気がします。デメリットについては、今の私には考えられません。一つ問題があるとすればですね、運営の面で施設の管理をどこが担うのかということだと思います。今までは生涯学習課が、施設の管理をしていただいていた。そこを、じゃあ、あと、どこが管理をするんだろうか。行政が、管理をしますと私はやっぱりねえ、縦割りがでてくるんだと思います。ですので、ここで一つ提案ですけども、施設の管理を地区別戦略の実施組織などの地域運営組織、こういったところをお願いをする。外注をするということは考えられないでしょうか。もちろん社会教育には、公民館主事が必要だということであれば、主事をその施設や、その組織に派遣をしていただければいい。それ以外の課題解決に向けての取り組みは、地域マネージャーを地域で常駐させるというふうなことも可能になるかと思います。そうすることで、地域運営組織が拠点をもつ継続的な業務と報酬を得るということで、地域コミュニティの持続性を確保できて、持続可能な邑南町が実現できると考えます。こういったことは、いかがでしょうか。そのときにですね、地域によってこういった地域運営組織の、練度といいますか差があります。既に法人化をされているところもあれば、まだ任意団体というふうなところもあります。そういった条件であったり、人的なことでマネージャーの確保が困難だという地域もあるかもしれません。その場合に、組織行政職員が関与する仕組みを考えられないでしょうか。幸い本町には、優秀な職員がたくさんおられます。そのなかでも、特に地域振興であるとか地域福祉であるとか社会教育であるとか、公民館でやろうとしていることに関心の高い、バイタリティをもった、職員を庁内公募して、役場のなかで公募してですね、地域運営組織に派遣をするということは考えられないでしょうか。優秀な職員さんたくさんおられますから、公募すると、いっぱい応募されるんじゃないかと思います。が、最大12人ですね、12公民館ですから。地元で何とかしましようというところもあるかもしれませんが、最大で12人ですが。そういった、ことは考えられないでしょうか。これは、行財政改善計画実施計画のなかで公務員の働き方改革というふうなことも述べられておりますが、そういったことも併せて、地域運営組織で副業を行うとか。場合によれば出向という方法もなんとかかなりはしないかなあという。今、民間企業では、出向起業ということが、行われている。きぎょうで起こす業ですね、が行われています。それは、大きな企業になればなるほど、意思決定までに時間がかかるので、下の方でこういったことを、新たな事業展開をしようと思っても実際に動き出すまでに時間がかかってタイムリー性がなくなると。そういうことを排除するために、社外に起業をさせて、そこに出向をさせるんだそうですね。そうすると、すぐ動けると。そういったことも、この地域運営組織にも当てはまりはしないだろうかと。これは、そういった面の情報を、私、そんなにもっていませんから、あれですけども。こういったことも研究してみればいいんじゃないかと思いますが、そういった、施設の運営のこと。地域マネージャーにかわる職員の配置のこと。そういったことについて可能性を、どういうふうにお考えでしょうか。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） お答えする立場ではありません。行政の組織にかかわることではありませんが。中村議員のお考えの前提になっている、地区別戦略に公民館がかかわってできないというような考え方。これは、まず、お断りをしておかなければならないという思いがあって答弁させていただきます。徹底はしてないということで、まずはお詫びをしなければいけないとは思いますが、かかわることができないということでは決してありません。地区別戦略のほとんどの多くは、地域の生活課題や地域課題が把握されて、その取り組みのためにいろんな活動が行われているというふうに承知をしております。公民館ができないということは、決してありません。生活課題や地域課題を解決するのは公民館主事では決してありません。そういう意味で地域の方に返していく役割が公民館に求められているというふうに私は感じております。だから学びと交流を通して地区別戦略にはかかわってほしいということを、常々公民館には申し上げてきております。いろんな注文とか地域からあります。かかわってほしいという願いも聞いております。そのたびに、公民館の主事は悩みながら、いろんなかかわり方をしてきております。ただ、それが不十分だということは把握をしておりますし認識もしております。そこでそういう、こう学びの視点からでないと公民館はできない。で、公民館主事が解決をするということでは決してないわけです。地域のみなさん方がそういう活動を通して学ぶということがあるというふうに私は認識をしております。また地域の人が集うことによって、いろんな解決も近づいてくる場合もあると思います。ですので、地区別戦略に全く公民館がかかわっていないということはないというふうに思っておりますので、地域マネージャーの話の前提になるということであえて答弁させていただきましたので御理解ください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 地区戦のことについては、今、教育長が答弁をされましたけども、やはり12公民館の主事、等しくですね、今の教育長の思いをですね、呈してかかわっていくっていうことの意識がばらばらだとすれば、あるいは、違ってたとすれば、非常にこれは困るなあと。そこをもう一度、しっかり叩き込んでほしいなと、いうふうに思います。たとえば、人を集めて、それでやれやれ終わったという主事ではだめなんで、その次をどうするかじゃな、ということでもあります。やっぱり目標というものがあって、集めることによって、きっかけで、それをじゃあ次どうするかというような、やっぱりストーリー性をもってですね、いろんな仕掛けづくりをやっぱりやっていかなきゃいけないんだろうと思います。私は今回、島根大学の作野先生が井原公民館に入って、いろんな、まあ研究をされたということについては、非常によかったなあとと思うのは、これおそらく公民館主事も相当か

かわってたんじゃないかと思いますけども。つまり、井原では自治会というのがもう大変だというような、やっぱり背景のなかで、自分達だけで話し合うんでは限界がある。だから、いろんな方々、あるいは、大学の先生にも入ってもら。若い人も入ってもら。学生も入ってもら。そうした話し合いのなかで、一つの方向性が見いだされて、なるほどそうなんだ、自分たちもそういうふうにはいかなきゃいけないんだというような、やっぱりやり方、これは非常に参考になるんじゃないかなあというふうに思います。地域の課題を、主事はどう発見して、どう仕掛けをして、どう結論にもっていく、目標に導いていくかというような、仕掛けづくりというのが、非常にいい公民館とあまりやってない公民館、差があるんじゃないかなと。そこは、しっかり、やっぱり押さえとかなと、なんかこう姿が見えん公民館というのが、やっぱり相変わらずでるんだらうというふうに思います。で、私も働き方改革ということについて研究をしろということを書いてますけども、まさに、ここはそうなんであって。地域貢献を目的とすれば、公務員でもいろんな意味で働き方改革ができるわけです。おっしゃるような話のなかで、公募や出向や派遣やということも、将来は当然見据えていかなきゃいけない。そこをしっかりと研究してくれということを書いておりますので、結論は出てくるんだらうというふうに思います。いずれにしても私は、どこかで私の思い、中村議員の思いというものを、どこかの公民館でやっぱりやってみせて、どうなのかというところを、もうそろそろやっていかないと。12公民館一律に考えて、いやできない、できないで前に進まないようでは、これは時代にあった公民館にならないというふうに思ってますので。どこかで、やっぱり、やりたいというところがあれば、ぜひやってもらいたいなあと。で、それがやっぱり住民のためになる公民館であれば、大いにそれは広めていくべきであらうというふうに、考えております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。今から、研究をしながら職員の働き方改革も含めてどうやって地域にかかわっていくのかということも、今から研究をしながら、ということのようです。なるべく早い時期にですねえ、具体的な、動きが見えてくるような取り組みをお願いしたいと思います。それと、先ほど教育長言われました、学びということですが、私が求めるのは、学びだけではなくて、学びと実践なんです。課題の解決をどうするかというところ。地区別戦略を行う、ベースになる施設が、教育長が言われる公民館は、社会教育法という公民館。私がいうのは、公民館という施設です。そこんところを、だから、分けて考えませんかということが言いたいわけです。社会教育法という公民館活動。これは、学びをするんだと。ですから、町長が言われる主事が、そこをからもっと、枠を外に出て、地域課題の解決にまでというところは、町長はそういう思いがあるんだらうと思うんですよ。で、教育長はそうじゃないと。学びをとおして返すことしかできない。実際に解決するのは、住民なんだということですよ。その住民の解決する動きのなかに、地域マネージャーのようなものが居てですね、その課題の整理をしたり動き方の整理をしたり、という人間は絶対必要な

んですよ。それを地域でなんとかできるか、できなければ行政職員にお願いできないだろうかという話です。いずれにしてもですね、この問題は、先ほど町長が言われたように、どっかで動いてみるとだめだよ、ということをおっしゃいましたが、広く町民全体の課題としての問題提起が必要なんだと思います。今県内でもいろいろな公民館というんじゃなくて、地域振興にかかわる行政の在り方みたいなことが、いろんなところでやられています。公民館の体制も、本町のように社会教育法でいうところの公民館。今、さらなる充実を目指してということが、掲げられておりますが、そうやって社会教育を通じて地域に返していくんだという考え方で行っているところもあれば、公民館という名前です、そのなかにいくつかの行政サービスを、地域福祉の観点から社会福祉協議会の機能を加えた、松江市なんかこういう形態でやっておられます。それから、もう完全に地域課題の解決のための、こう施設として、地域に指定管理の指定を行っている。地域コミュニティに指定管理をして行っているところもある、雲南市なんかこうですね。そういうふうに様々な、こう形態があるわけですよ。で、それを、これでなけにゃあいかんのだというふうに、こう、固執するのではなくて、そういう情報を、町民のみなさんにきちんとお知らせをしてどういう公民館であってほしいのか、公民館で、地域の住民の方は、公民館で何がしたいのか。住民の方と公民館のかかわり方、どういふかかわり方を求めておられるのか、そういったことをきちんと把握をして、そのうえでじゃあどうしましょうということを考える必要があると思います。そういう意味で、最後の質問ですけれども、住民の望む公民館の在り方。これについてしっかり調査をしていただきたいと思うんですが、このことについてお答えをいただきたい。

**○石橋町長（石橋良治）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 石橋町長。

**○石橋町長（石橋良治）** その前に、ちょっと誤解があつてはならないと思います。今の中村議員の発言を聞いて、私は、公民館主事がなんでもやれというような発言はしてないと思います。公民館主事はもっと仕掛けづくりで頑張ってくれという話であつて、公民館主事がなんでもやれ、ということになりますと、それは能力の限界もありますし、負担感の問題もあります。そこは言っていないわけですね、そこは、誤解がないようにしてもらいたいと思います。で実践という言葉が使われたので、私も全く聞いて同感だあと。公民館は実践の場だと。そのときにやはり、私はよく使う言葉ですが、多様な人をね、公民館にいれるとか、あるいは活用するとかいうのがやはり公民館の主事の仕事でもあり、我々の考え方でもあると思うんです。だから、そこに地域マネージャーが入るってことは、私は大賛成です。で、そういうことを、まず申し上げて。調査をするということであり、ありますが、この種の調査は、私もあんまりやったことがないんじゃないかなあ、というふうに思っておりますし。教育委員会ともよく話し合いながら、どういうやり方があるのか、やるか、やるのかやらないのかも含めてですね、ちょっとこう、検討していかなきやいけませんけれども。いずれにしても、これだけ公民館の在り方が議論されているなかで、住民の方々が、公民館という今の現状をどう思われているのか、ということについては、大事な調査だなあという

ふうに、思っております。少なくとも全協の場で亀山議員さんが、今の公民館の姿はわからんよ、というような発言が出るようでは情けないというふうに思っております。

●中村議員（中村昌史） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい。ありがとうございました。言いにくいこともいろいろ言わしていただきましたけれども。公民館活動のさらなる充実と、施設としての公民館。地域にかかわっていく一番住民の身近にある施設としての公民館。これの、充実を願っております。以上で私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時26分 休憩 ——

（Aグループ議員の退場）

（Bグループ議員の入場）

—— 午前10時45分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、質問順位第6号和田議員、登壇をお願いします。

（和田議員登壇）

●和田議員（和田文雄） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 4番、和田議員。

●和田議員（和田文雄） おはようございます。4番和田でございます。本定例会におきましては、議長の許可を得てこうして一般質問をさせていただきます。2020年も、あと2週間余りとなりました。今年は新型コロナウイルスで始まり、また、新型コロナウイルスで終わろうとする年でございます。また、本年の世相を表す漢字も、新型コロナに関連して、密という一字が決まったそうでございます。この度私は、前回も一般質問したように鳥獣被害対策防止と、また、久喜銀山の在り方について質問をいたします。それでは早速鳥獣対策

について質問致します。今年は昨年以上に、鳥獣被害の被害が邑南町で全域で発生しております。水稻災害はもとより、こうして野菜の被害也多発しております。また、水路やら、また、道路にも土砂を流出させ民家周辺の土地についても掘り起こしたりと、生活被害も多く発生しております。以前になく、また庭先までこうして出没をして農家のみなさん、町民の方等々を、非常に悩んでおられます。ここで早速被害状況についてお伺いいたします。全協でこうして、被害状況の額が、説明がございました。令和2年では、七百八十五万前後。令和1年では七百六十二万前後。30年度、29年度、28年度、私こうして調べてみまするに、邑南町鳥獣被害防止計画29年度策定された被害防止計画のなかに、28年度の被害状況、これが明記されておりますが。この被害数値に対して、イノシシの水稻は、582万3,000円。ニホンザル水稻は、21万円。ニホンジカに対しては、野菜が10万円、ずらっとうこう明記されております。そうして、次、令和2年策定の被害の状況見まするに、これは平成30年度の被害総額が、または被害数値がでておるんですが、被害数値もまた、イノシシは582万3,000円。ニホンザルも、ニホンザルは21万円と。こう、3年前の作成の数値と今年度の数値は、被害は30年度、全く一緒なんですよね。これは偶然なものなのか。これ違うのは、イノシシの被害額と被害の反別28年度は、696.6アール。30年は980アール。その他はほとんどこう、30年度、30年度と28年度は全く一緒なんです。これは、偶然のものなのかどうなのかお伺いいたします。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 邑南町鳥獣被害防止計画においての被害の現状に関する記載についての御質問でございます。まずイノシシの被害につきまして、水稻。ニホンザルの被害につきまして、水稻、その金額が3年前のものと同じではないかということであろうかと思えます。このう被害状況につきましては農業共済組合の方から水稻共済等の被害の状況をお聞きし記載をしているところでございます。金額が同じということに関しましては偶然なのかそうではないのか、ちょっと私、今、手元に資料をもっておりませんので何とも言えないところではございますけれども。これは現状を表しております、なんらかの目安になるものでございますので、間違っておれば正す必要があると思っておりますけども。この金額の程度、毎年被害があがっているというところで見ただけならと思っております。間違っていたのか、偶然かどうかにつきましては、また、改めて確認をさせていただいてご報告をしたいと思っております。それから、それ以外の被害につきましては野菜、果樹それから森林における被害等につきましては、被害にあった方などから聞き取り調査をしております。それでおおむね年間このくらい被害があるという推測のもとで記載をせざるを得ない状況でございますので、そういったところから金額があまりかわっていないというふうに御理解いただけたらと思っております。よろしくお願い致します。

●和田議員（和田文雄） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 和田議員。

●和田議員（和田文雄） 今回の答弁では、金額があまり変わっていないのじゃなくて、全く一緒なんですよ。これは、記載ミスなのか、これ、28年度の、被害総額がそのまま、こちらに転記したものなのか、これ防止計画は、これホームページで、町民のみなさんに公表しとるんだよ。もし、なにかかわった場合にねえ、書き換えるか、というようなのも、ぶさいくな話だものね。ということで、単純なミスなのか、そうなのかいうのも、私もまだ、今、わかりませんが、また、こう調べておいてください。それから、去年の9月に一般質問しましたシカの問題について。シカの問題については、これ以上、増加させない方策はあるのか。また、ないのかということを含め邑南町をシカ対策モデル事業調査として、去年の9月17日から30日間かけて瑞穂地区の栃谷というところで捕獲試験が実施されましたが、これは今後に向け、今後の捕獲に向け検証結果を大いに期待しているということでございまして。この検証結果についてお伺いいたします。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 邑南町内で実施されておりますニホンジカの捕獲事業につきましての御質問でございます。令和元年度におきまして、9月17日から10月16日まで先ほど議員おっしゃいましたように瑞穂地域久喜集落の栃谷国有林内におきまして、島根県指定管理鳥獣捕獲等事業が実施されました。捕獲につきましては、松江市の合同会社ファンが行い、くくりわなにより5頭捕獲されております。同時にイノシシも3頭捕獲されている状況でございます。同じく、12月にじゅう失礼しました。12月2日から12月30日まで、町内6か所におきまして、中国山地ニホンジカ重点捕獲活動事業が実施されております。捕獲は邑南町鳥獣被害対策協議会が受託しまして、捕獲班4名により10頭が捕獲されております。次に令和2年度におきましては、9月12日から11月10日頃まで、昨年度に引き続き島根県指定管理鳥獣捕獲等事業が実施されております。合同会社ファンが同様に捕獲をされ、ニホンジカ15頭が捕獲されております。あわせてイノシシ9頭も捕獲されております。そして、同じく11月17日から12月14日まで、広島県境の山林におきまして、指定管理鳥獣捕獲等事業、効果的捕獲促進事業が実施されております。これは株式会社野生鳥獣連携センターが、誘因型くくりわなに、くくりわなにより捕獲を行っており引き続き、令和3年1月11日から14日までは、銃器による忍び猟によりほか、よる捕獲を行っていただきます。また10月1日から12月19日まで、中国山地ニホンジカ捕獲事業が、昨年度に続き実施されておきまして、捕獲は邑南町鳥獣被害対策協議会が受託をし、捕獲班16名によりこれまでに58頭が捕獲されたところでございます。これらの捕獲事業の実施をとおしまして、事業の開始当初に比べて、ライトセンサスにおける目撃数や、センサーカメラに個体の写る頻度が低下してきたことなどから、捕獲事業地において頭数が減っている



可能性は高く、捕獲の効果が現れているようでございます。捕獲により行動パターンが変化し、同じ箇所では捕獲効率も低下してまいりますので、効率よく捕獲するためには、捕獲事業地の拡大や変更をしながら、継続的に捕獲事業を進めていく必要があるというふうに伺っております。

●和田議員（和田文雄） 議長。

●山中議長（山中康樹） 和田議員

●和田議員（和田文雄） それではですね、シカについては、今後の取組方針が示されております。特に広島県に隣接する瑞穂地区、羽須美地区においては、南部での被害、目撃が多いことから、今後対応可能な補助事業を活用して、早期捕獲対策を実施すると。また、広島県やまた隣接市町で構成する協議会。その協議会の活動を活発化する取り組みをなさっておりますが、取り組みについて伺い致します。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） ニホンジカにおきましては、ほかの鳥獣とは区別しまして、市町村ごとの対策ではなく、面としての対策、広域的な対策がもとめられているところでございます。平成28年度より、和田議員おっしゃいましたように中国山地ニホンジカ連絡会議なるものが発足しておりまして、現在も年に数回会議が開催されておりまして、情報の共有を図っているところでございます。これは、島根県境界の広島県の市町にもご参加いただいて、島根県が招集をして行う会議でございます。当然、邑南町、それから島根県内の近隣市町であります美郷町、飯南町なども御参加いただきまして広域的な対策をニホンジカにつきましてはとっているところでございます。今後も対策のなかで提案をされとります、ニホンジカに関しての邑南町における捕獲のモデル事業は、続けていっていただくようお願いをしていくわけではございますが、邑南町としても、対策会議の中での情報、それからモデル事業での実証結果をもとに邑南町としての対策も考えていかなければならないと思っております。よろしくお願い致します。

●和田議員（和田文雄） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 和田議員。

●和田議員（和田文雄） はい、ありがとうございました。今の、シカに対しての協議会のみならず、イノシシもですね、市町関係なしに移動するので、こうして市町、同じ課題をもつ有害鳥獣対策を近隣市町とともに共有を図りですね、広域的取り組みが必要ではな

いかと思っております。まあこの点もよろしくお願い致します。はいじゃあ、続きまして昨年の一般質問のなかにございましたように、町長の方からLED発光ダイオードを使って、このイノシシ、サル、撃退をする実験が山口で始まっていると。発光ダイオードが、イノシシ、シカには非常に効果的であるという結果が出るとるそうでございます。邑南町にもそういったLEDの製造企業がございます。作品を作ってですねえ、企業とともに、町、企業と町で共同して民間の知恵を借りて取り組んでいきたいというような御答弁でしたが。発光ダイオードを使った研究をしておられるか、現時点での進捗状況をお伺いたします。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） LEDを使いましたイノシシの追い払いにつきましては、和田議員おっしゃいましたように、昨年9月定例会の和田議員の一般質問に対しまして、町長が山口市の試みを例にあげて、本町にはLED製造会社があり一緒にやっていきたいという趣旨の答弁をしております。私も、これまでに町内のLED製造会社の社長さんとは、意見交換をさせていただいておりますが、現段階において具体的な方法は確立できておりません。イノシシが何色の光を嫌うのか、どの位の強さの光で驚くのか、どうすれば慣れさせないようにできるのかなど、実証結果も乏しく、何が効果的なかわからない状況がございます。研究機関等からも実証結果が発表されれば、求められるLEDは製造できるので、いくらでも協力すると社長さんからは言っております。また、島根県中山間地域研究センター鳥獣対策科の研究員の方に伺いますと、山口県の試みと同様の機器を試してみたところ、短期的にはイノシシを追い払うことができたようですが、慣れてくると効果は無くなったようでございます。結論としましては、現在イノシシの追い払いに関して、長期的に効果が期待できるものは無いと思われる状況とのございました。これまでに中山間地域研究センターでは、光だけではなく、いろいろな臭いや音もその効果を試されたようですが、長期的な効果が期待できたというものは無く、いろいろなものを定期的に取り替えながら追い払っていくしかない状況であるとお伺いしました。今後も中山間地域研究センターなど関係機関の御指導をいただきながら、LEDを含めまして追い払いの可能性を探っていきたいと思っております。

●和田議員（和田文雄） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 和田議員。

●和田議員（和田文雄） 発光ダイオードもですねえ、新たな鳥獣被害対策の一つでもあると思いますので、また引き続き研究の方をよろしくお願い致します。続きまして集中捕獲キャンペーンに対する取り組みについてお伺いたします。こうして国もようやく鳥獣対策に力をいれてきたんじゃないかと思っております。農水省の調査では、2018年に全

国の野生鳥獣による農作物の被害額は、約158億円にのぼっており示しております。これは、イノシシ、シカ、サルにより、この被害が全体の7割を占めているということも発表されております。ここ数年の被害額は、減少傾向に推移しているということでございます。被害額として数字に現れる以上に、こうして農村の、おいては大変深刻な、影響を及ぼしております。このようなことから、国も、捕獲強化の重要性を訴えております。そこで農水省は、11月、狩猟期間を中心に集中捕獲キャンペーンを展開し、有害鳥獣の捕獲活動の強化を全国的に新たな取り組みを推進しております。また、全都道府県にイノシシ、シカに対する捕獲目標設定の見直しもして、示されております。国がこれだけ力を入れる理由の一つとしては、捕獲数の半減目標の期限が近いことも理由の一つだとあげられております。2013年に策定した抜本的な捕獲強化対策では、10年後に2023年までに、イノシシ、シカの生息頭数を、410万頭から202万頭に半減させる、政府の目標が掲げられております。しかし、最近の捕獲数は横ばい傾向にあり、2019年の捕獲数は120万頭にとどまっているということでございます。今年度は、140万頭の捕獲を確実に実現するためさらに国、県が重点的に支援し、捕獲数を増加することを目指しております。それで島根県の方は、町村に対してこの捕獲キャンペーンを、取り組みを示しておりますが、現在二つの市町村にとどまっているそうでございます。邑南町もこうして令和2年度の目標、イノシシ650頭、シカ230頭、サル50頭。昨年までは、イノシシ600頭、シカ100頭、サル50頭というように、捕獲目標が掲げられております。令和2年にしては、今年は、既に833頭というシカ、イノシシの捕獲頭数でございます。2年の捕獲目標、ひゃく、だいぶこう目標を上回っていると。そこで国も示しておるように、2年度の650頭を、二年、三年、四年、650頭の目標を、数値をあげておりますが、その数値目標を、例えば900でもいいです、1,000でもいいです、1,000頭でも。この捕獲の強化をしてほしいと思うんですが、この捕獲頭数の見直しをする必要があると思うんですが、どのように考えておられるか伺いたいします。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 大賀農林振興課長。

**○大賀農林振興課長（大賀定）** イノシシの捕獲目標の設定見直しについての御質問でございます。先ほど議員おっしゃいましたように、イノシシを中心として野生鳥獣による農作物への被害は、営農意欲の減退や耕作放棄の増加というまでもなく、森林の下層植生の消失や希少植物の食害など、被害として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしているものでございます。こうした状況のなか、環境省と農林水産省が平成25年に抜本的な鳥獣捕獲強化対策を策定し、令和5年度までに、平成23年度比でニホンジカ及びイノシシの個体数を半減させることを目標とし、捕獲強化に取り組んでいるところでございます。この半減目標を達成するため、狩猟期における集中捕獲キャンペーンが実施され、本町もニホンジカ30頭の捕獲について目標とし、国の交付金を要望をしているところでございます。本年度策定いたしました邑南町鳥獣被害防止計画におきまして、議員おっしゃいましたように本年度の捕

獲目標は、イノシシ650頭、ニホンジカ230頭、ニホンザル50頭というふうにしております。で、イノシシにつきましては、先の全員協議、産業建設常任委員会でご説明させていただきましたように、10月末現在で650頭の目標は大きく上回っておりまして、833頭捕獲をしていただいている状況がございます。これによりまして、この650頭の目標が適切ではなのではないかと、もっと高く設定すべきじゃないかということであろうと思いますけれども、これまで例年、年間650頭の捕獲の実績がほぼございました。ということで、この目標については令和4年度までの目標をそれぞれ650頭としております。この目標は最低限クリアする目標ということで現在見直しをする必要はないのではないかと考えております。ただ、捕獲は、この目標を大きく超えて捕獲をしていただくようお願いをして取り組んでまいりたいと思っています。捕獲の目標捕獲計画数でございますが、見直しは次回令和4年度において、次の3年間の計画を作成、作成いたしますので、その際にそれまでの3年間の実績を踏まえて新たな鳥獣の種類別に目標を、設定をさせていただけたらというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いを致します。

●和田議員（和田文雄）            はい、議長。

●山中議長（山中康樹）            和田議員。

●和田議員（和田文雄）            はい。ありがとうございました。そういうところで、見直しはしないということで、その代わりいくら捕っても、報償金は支払うということで、それは言っておられないんですが、そういうふうをお願いを致します。続きまして4番目の、報償金の増額ということでございますが。鳥獣被害は一夜にして収穫前の農作物が全滅するケースも少なくありません。また、なぜ、被害が増えたのか、その理由の一つに、狩猟者の減少がございます。これまで、有害駆除を担ってこられた狩猟者の人数が高齢化したというのも、先ほど言いましたように要因でございます。鳥獣法が改正され、狩猟免許の取得可能年齢が、20歳から18歳に引き下げられたのにも関わらず、今の平均年齢は60歳以上の状況でございます。狩猟者が増えたからといって、鳥獣被害対策は解決するものでもございません。また、現在、狩猟者の減少しとるにもかかわらず、捕獲数は増加しております。狩猟者の高齢化にもかかわらず、また、鳥獣被害は増加しております。大変な、こういうことで、狩猟者は大変活躍しておられますし、また、もちろん行政の後押しもあるからではないかと考えております。町長の判断ですすねえ、有害鳥獣は鳥獣狩猟期間にかかわらず可能であると。今、現在、このようになっております。1年を通じて狩猟が可能になっております。それは被害のもととなる野生鳥獣が捕獲される頭数をはるかに超えて、増え続けているからだろうと思います。それでは、対策はあるかないかという話になりますが、完璧な手立てはございません。もともと有害駆除は、こうして猟友会のボランティアで、ボランティアに近かったのでございます。現在の邑南町の報償金も、狩猟にかかる経費を考えると、割に合わないという狩猟者の方々が多数でございます。そこで、報償金の額を増額し、十分報われる金額であれば、この狩猟に若手が新規参入するのではないかと考えます。そして、中山間地で暮らす人々の収入源になれば、また、田舎暮らしを希望する新たな職業になるかもわかりません。

また、この狩猟が、この中山間地の副業として根付いていき、鳥獣被害を抑えると同時に、農山村で生きる道が開かれ、また、移住者も増やせるかもしれません。策として、昨日も地域おこし協力隊のことがございましたが、この、狩猟免許をもっておられる、地域おこし協力隊を公募、受け入れてですね、それとともに、地域おこし協力隊は、特別交付税でこの報酬が支払われるので、国のお金の出はないということで、大変、助かるのではないかとということと、今の一般の、狩猟者に対して、報償金の増額を私はここで提案しますが、いかがでしょうか。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 有害鳥獣捕獲奨励金につきましては、その単価につきまして鳥獣の種類によって定めております。近隣市町のなかで、本町より高い単価で交付されている市町があることは承知をしているところでございます。ちなみに、本町における令和2年度の奨励金交付単価は、イノシシ成獣6,000円、イノシシ幼獣3,000円、ニホンザル20,000円、ニホンジカ7,000円としているところでございます。先ほども説明をさせていただきましたけども、イノシシにつきましては10月末現在ですでに捕獲数が例年より200頭程度多くなっております。そこですでに予算不足が生じたので、本で、定例会に予算の追加をお願いしているところでございます。限られた財源のなかで調整を図りながら、予算の確保に努めている状況でございますので、奨励金交付単価の増額につきましては、現状では難しいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。今後も農作物等への鳥獣被害を最小限に防ぐため、農家の皆様の営農意欲、捕獲班の皆様の捕獲意欲が低下することのないよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

●和田議員（和田文雄） 地域おこし協力隊の。

●山中議長（山中康樹） 活用は。

○大賀農林振興課長（大賀定） 地域おこし協力隊の活用につきましては、昨日町長の答弁のなかにもございましたが、有害鳥獣捕獲が生業となればと、そういうところにも期待をしたいという趣旨でございました。で、邑南町内邑南町が任命をしとります地域おこし協力隊の枠のこともございます。全体の予算のこともございます。それから農林振興課のなかでアグサポ隊を採用をしていきたいと、任命していきたいということもございますので、このことにつきましては、即答することはできませんけれども、今後いろいろな方法が有害鳥獣捕獲の推進に向けて考えられると思いますので、捕獲奨励金の単価の増額ということにこだわらずに、いろいろな方法を考えて有効的で効果のある捕獲体制について、農家のみなさん捕獲班のみなさんとともに考えて実施に向けて進めていきたいと思っております。よろしくお

願いいたします。

●和田議員（和田文雄） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 和田議員。

●和田議員（和田文雄） この報償金でございますが、全国各地で報償金は増額傾向にあると聞いております。だいたい、この一頭2万から3万円の額が市町村も珍しくない状況でございます。高いところではですね、イノシシは3万円、シカが3万6,000円、サルが2万3,000円というところもあるそうでございます。それに加えて、カラス一羽500円から1,000円という市町村もあるそうです。地域おこし協力隊も、検討の方よろしくお願い致します。続きまして、次の鳥獣被害対策の支援策についてでございますが、これに11月6日の報道でですね、2011年農林水産予算概算要求が示されました。そのなかの鳥獣被害防止総合対策交付金、令和2年度の60億の増額。令和2年度百億ちょつとの、予算が令和3年度は60億の増額で160億の、予算を要求しておられます。この交付金の市町村が策定した鳥獣被害防止計画に基づいて総合的に支援すると。内容としては、野生鳥獣被害の深刻化、広域化に対するため農作物被害のみならず、中山間の生活に大きな影響を与える鳥獣被害の防止に向け、捕獲者のサポート体制の構築をする、要するに捕獲活動の狩猟者が高齢化により減少していることから、狩猟免許をもたない者も含め、地域で捕獲活動をサポートできる体制づくりを構築するというようなことでございます。それと、捕獲頭数の増加に応じた支援の導入により、捕獲活動の抜本的強化の取り組み、また、侵入防止策や設置、捕獲機材の導入経費を支援し、また、地域資源として、有効活用したジビエの利用活用の拡大にむけ処理加工施設、また、その人材の育成、処理加工施設の整備に向けた取り組みなどを支援することとしております。このように来年度からは、今年度以上に国からの助成金が、支援が見込まれるのじゃないかと思っております。ここで、支援策でございますが、はじめに、鳥獣被害防止を図る対策の基本としてはこの前も申し上げましたが、対策の基本は、やはり、食わせない、捕獲する、住ませない。この対策を組み合わせ、地域全体で取り組むことが重要ではないかと思っております。そこで、本町、被害防止対策におきまして、整備計画のなかにワイヤーメッシュ、26年度は40キロですか。27年度が30キロ、28年度から31年度までは20キロ。また、令和2年度以降は、令和2年度以降3年間は10キロメートルという、この整備計画が掲げられておりますが、この設置状況と、また、設置助成についてお伺いいたします。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 鳥獣被害を防止するための柵、電牧等の設置に関する取り組みの状況という御質問でございます。和田議員おっしゃいましたように、これまでも本

町におきまして、国の交付金を活用した鳥獣被害防止総合対策支援事業により、集落などを単位としてワイヤーメッシュなどを設置をしていただいているところでございます。現在は令和3年度以降の実施に向けまして、1月末に御提出いただくよう受益戸数3戸以上を基本要件としたワイヤーメッシュなどの設置要望調査を計画をしているところでございます。この要望調査におきまして申請をいただきましたら、今後数年間において優先順位を付しまして取り組んでいけるように努めていきたいというふうに思っております。これまでも平成21年度以降、毎年国の交付金を活用致しまして、町内においてワイヤーメッシュなどを設置していただいております。それはすべて集落等の申請で受益戸数が複数からなる範囲をワイヤーメッシュなどで囲い、鳥獣の被害から守る取り組みでございます。これまで毎年実施しておる交付金の支援による事業でございますので、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひ、1月末の要望調査締め切り時には御要望いただきたいというふうに考えているところでございます。

●和田議員（和田文雄） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 和田議員。

●和田議員（和田文雄） そういうことで、国の交付金を活用しながら、また、財政的措置等を積極的に活用していただきまして、有害鳥獣の効率的な対策をお願いいたします。次の個体調整で個体数の調整支援でございますが。捕獲後の処理についてお伺いいたします。捕獲後にはですね、抜本的な強化の取り組み、また、ジビエをフル活用に向けた取り組みを支援するよう示しておりますが、鳥獣対策を進めるうえでですね、捕獲後の処理、利活用は、大変、こう大きな課題があると思います。現在、ジビエの取り組みも全国的に広がっております。本町もこうして地域資源として利活用の積極的な取り組みが必要と考えております。鳥獣被害防止計画のなかにも、こうして課題として、獣肉加工の体制整備、また、今後の計画は、処理加工施設の整備し、肉を有効利用する計画を立てておられます。この計画は平成26年、7年前からの計画でございますが、今現在は、捕獲した鳥獣は速やかに埋設処分するか、また、食用とすることができる場合は、加工販売を個人で目指して食品衛生法に準ずる食肉にするため捕獲後の取り扱いについて、この狩猟者への研修会を実施しておられると思います。また、加工品の研究、開発を行い、処理加工施設を整備し有効利用に取り組んでいただきたいと思っておりますが、その取り組みについてお伺いいたします。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 有害鳥獣捕獲の個体につきましては、ジビエ利活用を推進しているところでございます。イノシシにつきましては、狩猟期間を中心に贈答用での利用のほか捕獲者自らが食される方も多く、また、近隣の処理加工業者に持ち込まれる方もご

ございます。しかしながら夏場などは埋設される場合も多く、本年度先ほどご説明いたしました国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動などにおいて捕獲されたシカ、ニホンジカの埋設のために、町内3か所の町有地に埋設穴を掘削し利用しております。このことにつきまして、今後有害鳥獣捕獲の捕獲個体処理の負担軽減に御利用いただけるのではないかというふうに思っているところでございます。それから、イノシシジビエ利用のための加工施設加工の検討ということでございますけども、現在、新たな計画は立てておりませんが、町内にございます猪肉処理加工場におかれましては、独自に高性能スチームオーブンなども整備され、高品質なイノシシ肉加工品などの製造に取り組んでいただいております。このような取り組みと併せまして、有害鳥獣捕獲の個体のジビエ利用につきまして、今後も引き続き進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

●和田議員（和田文雄） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 和田議員。

●和田議員（和田文雄） ありがとうございます。それでは次の豚肉感染イノシシ対策については、割愛させていただきます。と同時に生活環境の管理、集落外環境の整備についても割愛させていただきます。時間の都合上。続きまして、その代わり、この鳥獣対策がですね、机の上の計画にならないように、現場の状況をはっきりと把握し、後手後手にならないよう、先手先手を打った取り組みを期待しております。これで、鳥獣対策については終わります。続きまして、久喜銀山遺跡についてお伺いいたします。私は、平成29年12月の一般質問で、久喜大林銀山の今後の展開について、お聞きいたしました。平成19年石見銀山がこうして世界遺産に登録されると、久喜大林銀山にも観光客が訪れ、しかしながら、その当時は、ほぼ未整備のままでした。そこで、平成19年に、11月に、地元有志で銀山保全委員会を立ち上げられて、遊歩道の整備、また、立木の伐採、間歩の入口を補強、修復、また、周辺の整備をされ、また、案内看板も整備をし、取り組んでこられました。また、今では集会所の一室を資料館として、古い地図、文書、また、鉱石のサンプルなど展示し、ボランティアのガイドも務めてきておられます。また、多い年で年間500人ほどの歴史ファンが来ておるということでございましたが。今年は、新型コロナウイルスの影響で、わずか20人とどまったということでございます。町長は、3年前、町としてできることは支援していく、国からの調査費はいただいております。広大な面積であり、人為的調査が厳しいところもあるが、行政として最大の支援をしていく。当面は、久喜精錬所跡、国の、国指定を目指し、石見銀山とは違う価値があり期待しているというような答弁もございました。それでは、今の調査の進捗状況と、また、国指定の目途についてお伺いいたします。

○大橋生涯学習課長（大橋覚） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大橋生涯学習課長。



**○大橋生涯学習課長（大橋寛）** 久喜銀山遺跡の調査の進捗状況について御説明申し上げます。平成22年度より分布調査をいたしまして銀山地内に1500か所以上の採掘跡が分布しているということを確認をさせていただきました。その後、発掘等、調査等おこないまして、まず、久喜製錬所跡、先ほどございましたように、これは明治時代のもの。床屋の吹所跡につきましては江戸時代前期のものということが調査結果でわかっております。これは、いずれも採掘された鉱石から銀を抽出する一連の設備というところで確認をさせていただいたところでございます。その後文化庁と協議を重ねてまいりました。特に、指導されましたのは、久喜銀山遺跡の開発の時期について、今一度格付けがほしいというところから以前分布調査で、はっきり確認をしておりました後木屋集落にあります縄手の吹所跡の部分調査を開始をいたしました。その結果、戦国時代後半から江戸時代初期に同じ設備を有している遺跡であるということを確認をさせていただきました。これら数年間にわたりまして、分布調査、発掘調査、文献調査及び分析調査より、文化庁として国史跡の価値があるというふうに認めていただきまして、現在は最終の国史跡に向けた準備に入っているところでございます。その価値と致しましては、まず一つに、戦国時代から明治時代。先ほども申しましたけども一連の設備が一箇所で見受けられる、この発掘例は、日本にはまだないと、類例がないということが、まず一番にいえるかというふうに思っております。2番目につきましては、戦国時代、当地を支配しておりました毛利氏との関係が、明らかになってきている。三つ目につきましては、これも先ほどありましたように、石見銀山との関連もでてきている。四つ目につきましては、明治期に民間の鉱業家でありました堀家の、鉱山であったわけですけど、その近代鉱業化の成功事例として認められているものでございます。また、今後のスケジュールにつきましては、来年の1月末の意見具申のスケジュールに向けて準備を進めております。その後のスケジュールにつきましては、国のスケジュールが非公開であるために、はっきりとした時期は、申し上げることはできませんが、今年の1月に提出をされた意見具申の流れをみますと秋口に、その年の秋口に、告示がなされているようでございますので来年の1月に意見具申提出をさせていただいて、国史跡として認められれば、来年の秋口にそのようなことがあるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。また、保全委員会につきましては、今まで、長年にわたって御尽力をいただいたところでございます。国史跡になりましたら保存活用計画というのが策定が責務とされております。もちろん、専門家の先生にもお入りいただきますけど、ぜひともですね、今まで保存について御尽力をいただいた保全委員会の皆様にも、委員に加わっていただき、活用であったり、保存であったりというお考えをお聞かせ願いたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

**●和田議員（和田文雄）** はい、議長。

**●山中議長（山中康樹）** 和田議員。

**●和田議員（和田文雄）** 久喜銀山史跡もですね、保存委員会の皆様なくしてこの保存、活用は、不可欠ではないかと思っております。住民がこうして立ち上げられた観光事業、ま

た、史跡を行政で手助けできることは、今後も手助けをお願いいたしまして。また、集落の活性化につながるよう、お願いしたいと思っております。もう、時間がないようですが、町長、何かございましたら。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） せっかくの御指名をいただいたんで、一言だけ。久喜大林の関係でありますけども、残念ながらコロナの関係でねえ、日程が本当ずれ込んでいるんですよ。順調であれば今年度あたりと思っていたんですけども、これは文化庁の事情もあったりして致し方ないんで。本当にコロナが憎いなあと。しかしながら、いずれ私は期待をもって、来年度には国指定になるのではないかというふうに思っておりますんで。また、御支援の方、よろしくお願い致します。

●和田議員（和田文雄） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 和田議員。

●和田議員（和田文雄） はい。ありがとうございました。以上をもちまして一般質問を終わります。

●山中議長（山中康樹） 以上で和田議員の一般質問は終了いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前11時45分 休憩 ——

（Aグループ議員の入場）

—— 午前11時46分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時47分 休憩 ——

（Aグループ議員の入場）

—— 午後 1 時15分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、質問順位第 7 号辰田議員、登壇をお願いします。

（辰田議員登壇）

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 1 1 番、辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 1 1 番、辰田でございます。今回は、一つ、今何を優先して町民の安心安全な暮らしを守るべきかということで各、課長さんにも来ていただいて平素から伺っていること。そして、今回議員の意見交換会等でお話をいただいたことについてを中心に質問をさせていただきたいと思います。今年も、来年度の予算編成の時期となりましたが人口減少や高齢化社会の進行、そして、今のコロナ禍の生活のなかで、町民は様々な思いと不安を抱いておられると思います。そこで、この度の議会意見交換会において、町民の皆様からいただいた御意見や、これまでも課題とされていたもの。そしてまた私が、この 1 年で一般質問で取り上げたものを中心にお聞きしたいと思いますが。それに基づいて来年度の予算事業計画にどのように反映されているのか次の視点から伺いたいと思います。ただ、項目につきましては、抽象的で困惑された点もあるかもしれませんが数字、データ等のような細かい点までは言及いたしませんので、現時点で確定していることを含めほか各課長自らの思いを含めた答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いを致します。まず、最初に防災無線の整備や、土砂災害特別警戒区域の指定などが、ここ最近で行われたわけですが、災害防止に向けた対応がそういったものでとられるなか、もしも災害が発生し避難が必要となった場合における対策として、総体的な主なものでもよろしゅうございますので聞かせていただければと思います。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 防災無線の整備あるいは土砂災害特別警戒区域の指定などという、最近の状況のなかで災害避難発生時における対策の在り方についてお尋ねをいただきました。近年の気象状況では、今後も異常気象が増加する可能性は高く、災害も激甚化、集中化するものと考えております。豪雨や台風接近などの状況が予想される場合には、早めに安全な場所に避難しなければ命の危機にさらされる可能性が高いことを、改めて昨今の状

況をもとに、みなさん一人一人に御認識いただく必要があるというふうに考えているところです。今年度末には、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンが指定される予定となっておりますので、建築物の損壊が生じ生命または身体に著しい危険が生じる恐れがある地域がレッドゾーンとして示されることとなります。邑南町では、既に指定されているイエローゾーンのなかにレッドゾーンを重ねた新たなハザードマップを作成する予定で準備を進めております。新しいハザードマップは、スマートフォンやパソコンなどでいつでも何処でも確認できるものになります。あわせて、現在更新中の防災無線などの情報、防災情報伝達システムも、カメラ映像や防災情報等がお手元のスマートフォン等で確認いただけるよう更新中でございます。こちらも併せて避難等の計画を立てる場合には、有効に活用していただきたいというふうに考えております。この度のハザードマップ更新を契機に、各自治会や自主防災組織と協力して、災害発生のおそれがあるときの状況を時間ごとに想定し、どの状況になったときに、誰が、どう行動するかをあらかじめ決めておく、避難行動計画、マイ・タイムラインの作成を進めるよう予定をしております。このマイ・タイムラインは、家庭ごとに作成していただく予定ですが、避難に援助を要する人を誰が助けるのか、また、迅速安全に避難できる場所はどこか、避難情報の伝達方法など、個々の家庭だけでは確認できないことも出てくると思われます。これらの課題については、これまでも自治会や自主防災組織等で話し合いを進めていただいている内容ですが、改めて各家庭で作成いただくマイ・タイムラインのなかで、安全な間に、安全な場所に、確実に避難できる方法として、確認しつつ記載いただきたいと考えております。このマイ・タイムラインの作成に当たっては、防災に関する研修を受講され、地域の防災力向上に取り組んでいただいている、現在94名おられる防災士のみなさんにご協力をいただき、自主防災組織と連携しつつ作成のサポートをお願いしたいと考えております。防災士さんの研修会や情報共有の機会を持ちながら、推進してまいりたいというふうに考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 今、課長から、防災の観点、そして、また、発生時の対応についての話だったと思うんですが。では、実際に発生して避難をしなければならなくなる。そのための、対応。これも、日和地区の意見交換会で出た話なんですが、修正動議によって否決されたものなかにも、トイレ、トレーラーのトイレがございました。これ、日和の地区民さんからは、なぜ、こういった大事なものを否決されたのかという、私どもに対して意見がございました。たまたま行っておりましたのが、私と三上議員と宮田議員で、全部否決に手を挙げたもの3人でした。そこで、説明をさせていただきました。避難所と指定されている場所においてもまだトイレの整備がおこなわれてないところもあるので、それが優先であろうという。それから、また、トレーラーという観点からすればなかなか難しい点あるし、管理もあるんだということで、その点については納得いただいたんですが、だが避難が発生したときには、トイレというものは大変大事なものだということを言われ、そ

れならレンタル用の土木屋さん等が使われるような持ち運び式のものを数基も確保しとくべきではないかということ、逆に提案をいただいたとこでございます。その点につきましても、トレーラーの件については必要だからあげられたものだったんだと思うんですが、今後来年度にかけて、そういった大事なものなら予算化されているのが当然であると思うわけですが、その点の、予算的なもの、事業的なものは、どうなっているか、まず、伺いたいと思います。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 避難所のトイレのことについて、お尋ねをいただきました。で、かねてから申し上げておりますように、避難場所としての考え方に、いろんな、住民のみなさんと我々が考えているところの間に、ちょっと食い違いの部分があるような気がしております。で、長期に避難所として、生活をしていかななくてはならないものとしては、当然、公民館を中心にした、そういったハード的にして、しっかりしているところを考えていかななくてはならないと思っておりますし、そういったところのトイレの整備は、今年度の、コロナの関連の予算のなかで、整備等も、今現在進められているようなところでございます。一方で、避難が緊急にしなければならぬ場合には、当然、御家庭のなかでの縦避難、要は、二階に逃げるということであったり、あらかじめ親戚であったり、都会地でいえばホテルというようなこともいっておられますが、旅館であったりというようなところで、危険があるところは早めに避難をしていただくということを、先ほども申し上げましたマイ・タイムラインのところで、あらかじめ決めておいて、そこに逃げていただくということを進めていただき、いきたいというふうに考えております。そのあと、避難生活が長期化する場合には、公民館等の運営ということで、対応していくということもあろうかというふうに思います。また、避難予報を出すときには、公民館の方に逃げていただくような案内もさせていただいておりますので、そういったもの、総合的に対応していきたいというふうに考えているところです。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。そうしますと、避難所の定義からちょっと、ひも解いていかんといけんことにもなるんじゃないかと思いますが、これは、いざ避難するときには、公民館だろうがどこだろうが、風のときには強固な建物、それから近くである。それから、誘導者がたくさんおられるようなところになるわけですので、そういったことよりも、やっぱりどこへ避難されても大丈夫である。長期にわたっても大丈夫であるということをやっておくのが普通であって。そのトレーラーハウスについても、そういった避難されるところ

に派遣するような形になっておるわけなんです。逆に言えば、そこで整備がされとるようなところには、派遣しなくても大丈夫ではないかということにもつながります。そういった形では、自治会館等も避難所になっているわけですが、男女一緒であるというようなところもあるし、費用的には、そんなにかかるトレーラーハウスを導入することでいえば、何箇所か直せたはずなんですよ。そういったものも、もし、それが、そういう気持ちでやられたものを、今度は代替え案として、ほんならこういう形で、実行させてもらうとかいうような案がなければ、もともと、それ、出てきた経緯についても、ちょっと不信的なところもありますので、絶対的に今、防災に力を入れておる時期でもございますので、そういったもんも、備えれば憂いなしで、ぜひともやっていただきたいと思いますし。このコロナ禍で、もし、避難どころかが発生したときには、そういった、やはり感染防止。それから、シミュレーション的なものもやはり、ある程度詳しく考えておくことも必要ではないかと思っておりますので、その点今一度慎重に考えていただきたい点であると思っております。続きまして2番目は今回も各議員さんからも質問出ておりますし意見交換会等でもたくさん意見をいただいた、有害鳥獣の件でございますが。熊の出没も含めて、そういった、農作物に被害を与えるという意味でみなさんも関心が深いことだと思います。まあ、これまでの議員さんの答弁で、だいたいのおおまかなこと、施策について、やっていることにつきましては、だいたい理解をしたところでございますが。答弁の、ほとんどというか、まあこういった有害鳥獣だけではないですが、予算がない、少ないから、という、答弁であるわけです。じゃあ、お金が付けば何ができるかっていうことが、果たして具体的なことが言えるかどうか。そして、また、お金がないときは知恵を出すという、いった方が、よく昔おられたんですが。それじゃあ、知恵があればもうすでに、確に対策もできているという点もあると思うんですが、それがなかなかできない。これは、もう、本当に今始まった問題でなく、もう以前から言われており、最近のそういった里山の、在り方にもあってか、そういった、山から、出てくる有害鳥獣も多くなっているように思うわけですが。その点農業者にとって不可欠な有害鳥獣対策については、町独自の支援も考えてあると思っておりますが。要は、やはり近隣の自治体も同じ悩みをもっておりまして、国県ももっと力を入れてもらうことも必要だし。逆に、地元としては、働きかけももっともっと強く要請していくべき時が来ているように私は思いますが。そういった意味で広域の、連携。邑南町では不足しているが隣の町ではこういった面では協力できるとか。それから、町をまたいで県をまたいで、そういった同じような、境遇におられるとことの、連携をとったりディスカッションしたりというような形のものは、どう考えておられるか、課長に聞きたいと思っております。

○大賀農林振興課長（大賀定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。

○大賀農林振興課長（大賀定） 有害鳥獣対策について町独自の取り組み。それから近隣自治体などとの連携についての御質問でございます。町独自の支援につきましてはニホンジカは狩猟鳥獣でございますけれども、近年頭数が増加している状況がございますので、狩猟期

間中であっても、その捕獲に対しては町のまちの捕獲奨励金を交付をしている状況でございます。それから常日頃から有害鳥獣対策全般につきましては川本にございます県央事務所や県庁鳥獣対策室と連携をして取り組んでおります。必要に応じまして、県中山間地域研究センター鳥獣対策科から専門的な御指導をいただいております。特にニホンジカの対策につきましては、島根県、広島県、それから両県の県境にございます市町とともに中国山地ニホンジカ連絡会議を組織しまして、情報交換、対策協議に努めているところでございます。有害鳥獣の捕獲の予算につきましては、予算がないから取り組みが効果がでてないとかいうことではございませんで、限られた予算ではございますが、その予算を有効に使って取り組んでいるところでございます。ただ、効果がでてない以上は、まだまだ工夫が必要であると考えておりますので、今後は猟友会、それから、農家のみなさんの御意見を取り入れながら、より効果的に有害鳥獣捕獲が進むよう、農家のみなさんの農作物への被害への心配が減っていくように努めていきたいと思っておりますので、今後とも、御指導いただきますようお願いを致します。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。今後もそういった、対策等が進展が進まなければ、こういった農作物の被害は今以上に多くなりますし、人的被害もでなければいいということも思っているわけですが。これは、地産地消も含めましてA級グルメやそういった道の駅の事業にも影響してくるように思うわけです。そうすると、他町村のもので代用したり、販売したり。それから、加工品が増えたりするようなことにも、なりかねないと思いますが。ぜひとも、これは知恵をだしてもお金を出してもなかなかいい対策が、今のところ見当たらないようですが、全部を総力を結集してそういった地域とも連携をしながら、そういう猟銃の許可がもった方も、町外も含めて、やっぱり連携する必要があるんじゃないかと思います。私ももう農業に精通したり携わっておりませんので、町民のみなさんからは、あなた達はなんも知らんくせに、軽々に勝手に言うなやというお叱りも受けるわけですが、それだけ、農業者の方は困っておられるという点を頭において、ぜひともいろんな面で勉強もしたり、対策に乗り出していただきたいと思っておりますので、よろしく願いを致します。次に3つ目。ゴミの回収ボックス、リサイクルボックスの設置場所を含めて見直しと管理の在り方についてということでございますが。これも、例を申させていただきますと、この秋中野地区で熊の出没があった時に、生ゴミをあさってはいけないと思ひまして、私も中野地区の、約10か所程度の、そういったゴミ回収ボックスを、同じ時間、10時から10時半の間に全部写真を撮らしてもらって歩いたところ、そこの箇所によっては2か所、二つ、三つという数の違う回収ボックスがありましたが、ほとんど入ってないところもあれば、三つあっても扉が開いて半開き状態で、生ゴミ等がいっぱい入っているところを拝見させていただきました。その時に通学路でもありましたので、それが熊の出没につながってはいけないし、もう毎回、いつも扉の開いた状態であるのでということで、担当課に申しましたところ大変ななかを、新し

く1台、すぐに設置をしていただいて、大変地元の方も喜んでおられて安心をされたところでございます。ここ、この場をお借りしてその点については、御礼を申し上げます。あとは、そういった全然、ほとんど入ってない場所と、そういったいっぱいある場所との、やはりを一回見直しておくべきがあると思いました。道路に面したところに置いてあるところは、道路の、もう狭いので支障があって、ゴミを出す人が少ない。かえって、集会所みたいな車を十分止めておけるところには、たくさん入るというような傾向が、私はあったように思います。その点についての今後の課題だと思いますが、そういった見直し。そして、あとは本とか新聞とか、そういったリサイクル回収ボックス、木製のものがありますが。これも、壊れかけたものも多くあります。これは、出す方のマナーもありまして、ちゃんと括ってなくて、崩れたり。そうすると、中でたながって、戸が開かなくなっていて、それをまた、無茶にあけて壊れるとか。そういった面も見られて捨てに行かれた方が、ボランティアできれいに整頓されたり、また、括りなおしたりされるのを見ました。こういったものも一度、一回、見直していただいたり改修するならする。それから、回収方法を、こういうふうに変えるとかいうようなことにしないと、やはり町民のマナーももう少しよくしてもらいたいという点もありますが、今後なかなか担当課としても難しい点もあるんじゃないかと思いますが、この点について、担当課としては、どういう対応をすべきであると思っておられるか、お聞きしたいと思います。

**○渡邊町民課長（渡邊庸子）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 渡邊町民課長。

**○渡邊町民課長（渡邊庸子）** ゴミ回収ボックスやリサイクルボックスの設置場所を含めた見直しと管理の在り方ということでございます。はじめに、ゴミの回収ボックスについてですけれども、今、全域で354か所設置しております。これ、この設置場所につきましては、旧町村で設置されましたベース、場所をベースに、一般廃棄物の共同処理を行う邑智クリーンセンターとルートなどを含めて、関係する地域と協議を繰り返しながら現在の位置になっております。担当課といたしましては、毎年全箇所を見回るということは、現在行っておりません。維持管理につきましては、これまでもゴミ回収ボックスの新規設置要望などがでたときには、まず、どの程度の量か、普段、何名程度の利用があるか、位置などの問題かなど、現地の、周辺の状況や確認を行います。その後、集落保健衛生委員さんや行政協力委員さんに御相談しながら、利用されます地域の総意のもとで対応をさせていただきます。ただ、予備のボックスを常に持っているわけではございませんので、新規設置が必要と判断いたしましたとしても、お時間を頂戴することがあるかと思います。また、新規設置以外にも、集落内において既設の場所にある複数のボックスのうち、ひとつを移動して希望される場所に設置するといったケースもありまして、個数を調整することもあるかと思います。いずれにいたしましても、ゴミの回収ボックスにつきましては、排出量などを把握しながら維持管理に努めてまいりたいと思います。また、リサイクルボックスにつきましては、これも旧町村単位で、設置基準が異なっており、全域で今60か所設置されています。先ほど議員がお



っしやいましたように、紐の結び方が緩くて、ばらばらになって、委託業者が回収できずに、多量になって入れられないとか、積んである古紙が倒れて扉があかないとか、そういう連絡もございまして、職員の方が、括りなおしに行ったりとかもしております。リサイクルボックスについては、設置からかなりの年数がたっておりまして、老朽化していることは承知しております。軽微な修繕などの維持管理は集落や自治会など地域の皆様に御協力をいただいているところではございますが、設置されていない集落もありまして、こちらの方につきましては、毎月の収集計画によって、指定の収集所に古紙類を出されているということからも、既設のリサイクルボックスにおいて大規模な改修が発生した、必要になったときに関しましては、代案をそろそろ検討していかなければならない時期にきていると思っております。また、熊が出没したということもございますが、町民の皆様には引き続き収集日の当日、朝、8時までに出していただくようにしておりますので、前夜から搬入を控えていただきますとか、ルールを守っていただいて気持ちの良い収集に御協力いただきたいと思いますと考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 今、課長の方から、担当課として町としてできることは精一杯対応するという答弁だったと思います。町民の皆様も、そういったことも自分の周りの環境にもつながることでございますので、やはりマナーは守り、そして業者さんとの関連もありますし、それから行政の方ももう少し地域の方とよく相談をされて、その設置の数とか、場所についても今一度検討していただくことがより効率的な設置、そして、また招かれざる動物等も、来ていただかないような形の、収集があつて、きれいな町になると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。続きまして4つ目の項目ですが。私も、今年これまでに2回にわたって関連の質問をさせていただいたと思いますが。道路維持に関する、予算配分と、そのなかでも優先される、事項の選別についてをお伺いするとともに、その予算額についてはここ数年増額傾向なのか、減額傾向にあるか、あわせて御答弁をいただければと思います。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 道路維持に関するよさいはん、予算配分で、についてでございますけれども。まず、邑南町が管理しております町道および関連する施設の状況を申し上げます。邑南町が管理する町道の総延長でございますけれども、は、6 3 6キロメートル、橋梁、橋でございますけれども5 1 0橋、トンネル2か所でございます。また、付属する施設としましては、舗装、道路反射鏡、道路照明等が多数ございます。道路改良に伴いまして設置された道路施設の多くが、昭和4 0年代以降の構造物であり、経過年数も5 0年以上た

ち老朽化が進んでおるところでございます。維持管理の優先事業でございますけれども、平成26年の道路改正、道路法の改正によりまして、トンネル、橋梁、付属物におきましては、てんけんかが、点検が義務化されておるところでございます。健全度を判定しまして、判定に応じて修繕をすることとなっております。また、通学路、園路の点検も行い、たい、対策箇所を選定し、安全対策を行っておるところでございます。これは毎年、優先的に国の交付金事業を用いて対応しておるところでございます。それ以外の道路や道路反射鏡等の老朽化施設の維持修繕についての優先順位の選別についてでございますけれども、緊急を要する場合でございますけれども、昨年度から羽須美地域、瑞穂地域、石見地域の建設業者へ道路維持一括業務を、としまして委託しております。道路の陥没や土砂撤去、倒木処理など早期に対応するようお願いをしておりますし、簡易な修繕は、主に役場の直営班により対応しております。基本的には、ええ、そう、早急に対応することを心がけております。また、危険杭や簡易バリケードなど、応急的な対応で車の通行や歩行者への安全が確保されていれば経過観察などしているところでもございます。なお、大規模な維持修繕などにつきましては、ひつ、必要な予算を要求し対応することとしております。先ほど、おお、この維持の予算についての予算額の問い合わせでございますけれども、あのう、決算ベースでみますとですね、おおむね横ばいという形にはなっております。先ほど申しましたけれども、あのう、場合によってはですね、大型の、緊急的な大型の維持修繕ということで、補正予算等をお願いをしているところがございますので、ええ、一概には申し上げられませんが、そういった形で、ええ、決算的には横ばいということで、こちらの方、認識をしております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。私の感じとしては、担当課としてはできる限りのことをやって、よくやっておられる方だと思っております。すぐ対応されたり、説明をされたりしている点も聞いております。今、予算の額の面では、おおむね横ばいであろうということを、お聞きいたしました。もちろん突発的なもの、緊急的なものは、別でございますので。先ほど課長も言われましたように、本町は、町道の延長距離も長ございますし、施工後相当経過した道路が多くある地域、地区もあると思います。道路側溝や、そういった、木やら枝、雑草、照明、ガードレールなどの、備品的なものも含めれば、道路維持関連予算には、反映されているかどうかは別として、安全対策の重要事業としても取り組んでいただきたいと思います。それらのきめ細やかなやはり整備や配慮が、やはり町民さんの思いや安心安全にもつながることでございますし、ひいていえば農業や観光にも、間接的な支えになるんじゃないかと思っております。そういった予算が、横ばいというのは、逆に言えば、私の私見でいえば、まだ、納得のいかないところがあるわけです。それは、道路というのは、経年劣化でどんどん、直さなければいけないところは増えていくわけですので、それにしたがって予算が増えていって、それは、当然のことだと思います。そのへんが、横ばいであるということは、財政が苦しいのか、それとも削られている面でどう対応すればいいんかというもう少

しの工夫が必要なのか。もう一度、やはり原点にかえて、道路という大切なものを、それから以前は、このへんは、道路が一番先に整備されたところで、いい町だなあと言われたような時代もあったように記憶しております。そういったところを、もう一度再点検していただくよう、お願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。そして次ですが5つ目の、人口定住対策や子育て村事業に関連して、不妊治療の支援や、育児相談の在り方についてを、お伺いをいたしたいと思いますが。不妊治療につきましては、国も本腰をあげはじめておるところでもありますし、まあ全国的な傾向は、みなさんもニュース等でご承知のとおりだと思います。そこで邑南町も、一歩先の対応、支援等ができないものか。こういったものは、プライベートな点もありますので、そういった不妊の要因とかいろいろな事柄もあると思いますが、それは別としてお子さんが欲しいと思われている方に恵まれるように、それもまたそういったものの事業に取り組みやすいように、治療に行かれやすいような形でやっていただく。うちの子育て村としての、できる限りのことを、やることは、必要ではないかと思います。そういった意味で、そういった充実した具体策は、今のところなんか考えておられないかという点を含め、また保健師のことにつきましては、地区担当制をもたれてよその自治体よりも多くの保健師さんが対応されているように思うわけですが。お母さん方から話を聞きますと、やはり、最初のお子さんに対する不安が多いようで、二人目になると、ある程度やっばり、学習されておりますので、いろいろ対応できるらしいですが。近くにできる家族や友人がいない方にとっては、いくら保健師さんが多くおられて、担当の方がおられたにしても、24時間対応できるわけでもございませんので、もっともっと休日を問わずタイムリーなアドバイス等がいただければいいなという声も聞きますので。そういった点も含めた、来年度事業も新たに始まるものもあるかもしれませんが、保健課として、こういったものは、の见解をお伺いいたしたいと思います。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土崎保健課長。

○土崎保健課長（土崎しのぶ） 不妊治療の支援、育児相談の在り方についての御質問です。邑南町で子供を生み育てたいと願いながら、不妊症のために子供を持つことが困難なご夫妻に対しまして、治療に要する費用を助成することで、経済的負担を軽減して、不妊治療の機会を拡大することを目的としまして、平成23年度から不妊治療推進事業を開始しております。平成23年度の事業開始以降、実人数で41名の方に助成を行っておりまして、そのうちの25名、61%の方が妊娠をしておられます。平成24年から令和元年までの出生473人に対しまして、25人ということで、出生数の約5.3%に当たります。新たに取り組むことというよりは、今後も島根県はもとより、よく治療に通っておられる広島県の不妊治療実施機関にもパンフレットを設置しまして、医療機関の方からもこの制度についてきちんと周知をしていただくこと。また、ホームページや広報誌等、いろいろな媒体を活用して、必要な方に情報をお届けするというところに力をいれてまいりたいと思っております。また、不妊治療に対する不安等に対して、個別相談を受けつけまして、不安の解消も図ってま

いりたいと思っております。日本一の子育て村構想のなかで、保健課では、妊娠、出産、子育てというそれぞれの時期に応じて、先ほど言っていました地区担当保健師と母子担当の保健師がきめ細やかな相談支援を行っております。具体的には、妊娠の届出時に地区担当保健師を紹介させていただいて、不安なことや相談があるときには気軽に連絡していただけるような働きかけを行っております。また、議員が先ほどおっしゃられた初めて妊娠をされる方というのは、大変不安が大きいと思っておりますので、妊婦さん及びその家族を対象とした両親学級を行う際には、特に初妊婦さんの参加を呼びかけ、参加していただいた方同士の横のつながりづくりを行っております。参加できない初妊婦さんにつきましては、電話で状況を確認し、必要に応じて相談や支援を行っております。出産直後の不安や悩みに対応するために、ほぼ全数の家庭に対して地区担当保健師が、赤ちゃん訪問を行っております。また、産後2週間と1か月という時期に、産婦健診の機会を設けまして、出産後のお母さんの体調や授乳、育児の状況を把握して、受診された医療機関と連携を図りながら産後のお母さんのサポートをするほか、産後ケア事業としまして、産後の慣れない育児や忙しい家事に強い不安やストレスを感じる産婦さんに対して、在宅の助産師さんと連携を図りながら、支援を行っております。また、4か月、乳児、1歳6か月、3歳、4歳という節目の時期には乳幼児健診の場で、先生による心身の健康状態のチェックに加えて、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が個別相談を行っております。平成29年度から、妊娠、出産、子育ての総合窓口として、子どもまるごと相談室を開設しておりまして、悩みがあるときには、随時ご相談に対応できる体制を整えております。平成29年度から令和元年度までの3年間で相談窓口、それから、電話相談、訪問活動等、子どもまるごと相談室として1,463件の相談に対応させていただいております。今後も、先ほどご紹介したいろいろな事業を通じまして、保健師と顔なじみの関係をつくって、不安なことがあるときには、気軽にご相談いただける関係づくりにより努めてまいりたいと思っております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 今、課長の説明によりまして、様々な、そういったサービス、相談業務等を行っているところを、また、再認識させていただいたところではございます。まあそんな、不妊治療にいたしましても、育児相談にしましても、総合的に今後より手厚く、継続していくことが、また、うちの町の、また、特徴というか、推し進める政策の一つになっていると思いますので、今後とも、そういった面には、いろんな、知恵、そしてまた、いろんな声を聞いていただいて進めていただきたいと思います。これで関連してですが、今回の意見交換会でも出たようですが、子供さんが生まれたときに、こんにちは赤ちゃんの音楽を流しておられたのをやめられたということで。どうしてやめられたんだろうかという質問もあったように聞いております。これは町の職員さんが、防災無線を通じて子供さんが生まれたのを、放送したらどうかということから始まったように伺っておりますし、議会等に視察に来られる自治体の議員さんからも、防災無線を使ってすごいことをやるな、やはり、

子育て村だなあとかいうようなことも聞いたこともありましたが、それで、なぜやめたのかという背景には、そりゃあ、だいたいいろんなことはわかりますし、子供さんがなかなかできない方についても配慮すべきだというような意見もあったように思いますが。こういった不妊治療を一生懸命取り組んで自治体も、そして家族も周りもみなやってやってくれたとして、それで結果うまくできなかったという場合もあると思うんですが。でも、そういった方は、一生懸命みんなのもとでやっていただいた、生まれた方には喜んであげようというような気持ちを持っておられる方も、私はたくさんおられると思うんですよね。ですから、そういった今の風潮かもしれませんが、それがいいことだ、悪いことだばかりにとらわれずにその政策、やっぱり、子供さんができない人にはできるような方法を手厚く支援して、どうか、喜んでもらおう。そいで、こんにちは赤ちゃんをかけてあげようというような思い。それから、生まれた方も祝福されて、もう一人できればいいがなということにもつながるかもしれませんが、そういった考え方ももつ必要もあると思いますので、担当課としても、そういった面にも、担当外のことになるかもしれませんが、気をつけていただければと思いますので、よろしくお願い致します。そして、6つ目でございますが不登校支援事業がございます。これも、今、ここ最近始まったものでもなく、以前から、あるもんでございますが。最近のニュースのなかに2019年度の国データでそういった児童生徒の不登校が、島根県では千人あたりで、発生率が、全国1位というような、あまり思わしくない報道があったように記憶しております。ほいでコロナが発生したのは今年でございますので、今学校へ行ったり行かなかったりした、今年の背景を考えますと今後また増えているんじゃないかというような、懸念があります。数字等は結構でございますのでその傾向等も含めまして、本町としての、そういう不登校支援事業の現状と対応。それから今後増えないようにするための、対策についてはどう考えておられるかお聞きしたいと思います。

**○高瀬学校教育課長（高瀬満晃）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 高瀬学校教育課長。

**○高瀬学校教育課長（高瀬満晃）** 不登校支援事業の現状と対応、対策についての御質問でございます。不登校支援事業として邑南町教育支援センターたけのこ学級を開設しております。職員3名を雇用し、常時2名を配置しております。先ほど議員もおっしゃいましたが、全国的に不登校の児童生徒数は増加傾向にございますが、邑南町におきましては児童生徒数の具体的な利用人数は申し上げることができませんが。小学校につきましては、ここ数年横ばいの状況ですが、中学校につきましては、ここ数年若干増加の傾向でございます。それから、先ほど言われました新型コロナウイルスのウイルスの影響によるものですが、これにつきましては、臨時休業明けの利用人数の増加も懸念されましたが、現在このような状況ではありません。たけのこで対応していることですが、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談を行っております。具体的には、学習支援、体験活動相談業務や学校巡回など特に学習支援や体験活動では地域の方を講師としてお招きいたしまして、切り絵や英会話、あと将棋などさまざまな活

動を行ってもらっております。不登校及び不登校傾向児童への対応といたしましては予防の観点から毎月学校訪問を実施し気になる児童生徒についての、学校との情報共有。それから、行き渋りの児童生徒への登校支援。教室に入りづらい保健室登校や別室登校の児童生徒との関わりや面談。たけのこ学級に通う児童生徒につきましては、学習支援や体験活動をとおして、再び登校できるよう在籍の学校と連携しながら支援などを行っております。必要に応じて、保護者との面談も実施しております。不登校支援はあくまでも学校の方針のもとにたけのこ学級は活動しておりますので、学校と連携し児童生徒や家庭での様子などを把握しながら支援を進めておりまして、必要に応じて学校内別室教室での個別のかかわりや公民館での面談や活動など、町内の各学校の対応を行っております。それから、先ほどの保健室登校につきましては、学校復帰へのステップや不登校を未然に防ぐ一時的な避難場所としての役割もございます。不登校や不登校傾向の児童生徒への支援は担任だけではなく、養護教諭の役割も大変重要でございます。養護教諭が行う情緒の安定を図るなどの対応や予防のための健康相談活動。不登校などに対する校内の組織が情報共有化などの心と体のケアと教育という両面を行うことができます。今は、勉強や学力にむかうエネルギーがなくても、養護教諭に自分の思いや気持ちを傾聴してもらいながら気持ちが安定する場所ができることが、安心して登校につながるものと考えております。保護者から児童生徒の学校への行き渋りや不登校傾向などの相談についても状況に応じて福祉課、保健課などとも連携をいたしながら情報共有しながら医療機関や地域の関係機関とつなげるなどの対応も行っているところでございます。

●山中議長（山中康樹） 残り時間が10分をきっておりますので、質問者、答弁者は簡潔にするよう、お願いを申し上げます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。今、話にでました、たけのこ学級の件ですが。私も、ボランティアとして時々将棋をさしに行かしていただいとるんで、いろいろ、心配な面、気つく点がありましたので、課長にも御相談を申し上げたところでございますが、今後ともよりきめ細かな学校そしてまた地域もかかわってくると思いますし、家庭との連携もお願いを致したいと思ひますし。本町では、現状のところそんな大きな心配はないであろうということを聞きまして、少し安心をしたところではございますが。今後、GIGAスクール等が、始まりますと、それによって初めての経験ですので、そういった生活面にも広がってくるかもしれませんので、その点もぜひともお気をつけをいただきたいと思っております。じゃあ、最後に、今までは担当課長さんに、それぞれの、いろんなあつた意見をもとに私なりに質問をさせていただいたわけですが。最後に来年度の予算を決める段階にきておるわけなんです、自主財源に乏しくて、実質交付税頼みであります、本町にとりましてはいろんなものに予算は対応されているところなんです。ただ、今、こういったコロナの状況、それから財政的

にも不安のあるようなときに、今どの部分に着目して予算をあてていくべきなんだろうか。大義的に来年度の予算配分は、どのような視点で、何を重点に行われようとしているのか、お聞きいたしたいと思います。い

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 令和3年度の予算配分はどのような視点で何を重点に行われるのかという御質問でございます。大義的な視点から説明をさせていただきます。地方自治法におきましては行政の役割について定めがあります。行政の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本としましてその事務処理をするにあたっては、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならないとあります。大前提としては、こういった考え方で予算配分を行っております。現在進めております令和3年度の予算編成につきましては、昨日の宮田議員さんの質問のなかでも考え方を説明させていただきましたが、誰ひとり取り残さない人とつながり支え合う町づくりを基本的なテーマとして、5つの重点項目を掲げテーマにそった予算編成を進めることにいたしております。実務的なところ若干触れさせてもらいますと来年度想定される歳入などの予算状況から予算総額を見込んだうえでそのなかから経常的な事務事業費、あるいは普通建設事業費等を確保しながら先ほど申しました重点項目に沿った予算編成を行っております。総合して冒頭申しました住民の福祉の増進を図ってまいりたいというふうに考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。予算には、大きな額を伴うものと、継続事業のために断続して予算をつけていく予算もあると思います。しかしながら、今のような、いつ終息するかわからないコロナもある状況においては、少し目線をかえて、多くの町民に関連してくる生活に直接影響してくるような身近な事業をもっと優先して予算組みをお願いしたいし、そういうときがきているのではないかと私は思います。意見交換会や住民のみなさんの話のなかにも、ここ数年なかった道路、河川、水路、農地を含めた本日取り上げたような直接生活に直結する意見が、再びちらほらと出てきているのも事実です。確かに、町民を含め行政不信につながる説明不足や事業計画があってはなりませんので、また予算が配分されても着工が遅いような事業も、点々みられるところもありますので、その点も早急に改善をさせていただきたいと思います。こういったコロナがいつ、早く終わればいいんですが、コロナ禍であっても、特に町民はいらいらと疲弊とが両極端にあらわれている面も見られます。いろんな町長さんの話、それからいろんな担当課の話を聞きますと、A級グルメ、観光関連では、また、大学の連携とかぐるなびとの連携とかいうようなことが言われておったようにも思いま

すが、それよりももっとやはり身近なところに手当てをしてあげることが先ではないかというように私は思います。そういったものを直ちに、内容もまだ示されておりませんので、否定をするものではありませんが、ぜひとも今日言ったような細かな点もあったかもしれませんが、こういったものを来年度予算には安心な安全な町として住み続けられる町としての、対応をお願いをしておきたいと思います。町長に最後にそういった観点で一言お願いできればと思います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長

○石橋町長（石橋良治） 予算の考え方ですけど、少し、今の辰田議員の発言を聞いて足りないなあと思うのは、予算というのは金を伴うものもありますけれども、ゼロ予算ちゅうのもあるわけですねえ。やっぱり、そういうところ、やっぱり我々は考えていかなきゃ、知恵を出していかなきゃいけないわけでした。で、そういう意味で、私はつながるというのを一つのキーワードにしとるんですよ。で、例えば教育委員会一つとっても、辰田議員は不登校の問題、うまくやっているじゃないかというような御認識ですが、私は、そうは思っておりません。日本一を目指す以上は、やっぱり不登校はなくしていくということが原則でございまして、私は、問題認識をもっているのは、例えば教員が不登校、いじめ、こういったものを認知したときに、じゃあ校長や教頭につないで、学校ぐるみで一体としてそれを対応しているのかどうか。あるいは、教育委員会にまで上げて、教育委員会全体でそういう問題を対応しているのかどうか。やっぱり、教育委員会は、つなぐということは、非常にへただなあとこういうふうに思っております。あるいは、公民館一つとっても、井原の場合は好事例でありますけども、例えば公民館主事と本町の地域みらい課が一緒になって、つないで、いい事業をやっている。そういう発想が、どうも教育委員会に足りない。これは、金がいらんわけですよ。それは、だから、本庁の各課にもそういうことが発想して、やっぱり、縦割りではなくて、各課連携をして、何かいい事業を見つけていく。それが成果を上げていく、今までの事業は無駄があったねっていう話をしなきゃ意味がないんだろうというふうに、思っております。

●辰田議員（辰田直久） 議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい、町長からも指摘がありましたが、私も予算については勉強不足かもしれませんが、私は住民、町民の代表として質問させていただいておりますので、住民目線の観点から、こういうふうにしていただきたいという予算的なものを言わせていただいと御理解いただければと思う点もございます。そして来年度予算、まだ3月に出てくるとは思いますが、とにかく思いつき予算でなく、誰一人取り残さない思いやり予算を期待



しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

●山中議長（山中康樹） 以上で辰田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後２時３０分とさせていただきます。

—— 午後２時15分 休憩 ——

（Aグループ議員の退場）

（Bグループ議員の入場）

—— 午後２時30分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、質問順位第８号亀山議員、登壇をお願いします。

（亀山議員登壇）

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） １２番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。１２番亀山でございます。この度の、一般質問。これまで、私、これで８人目になるわけですが、教育委員会関係の質問が大変多いかのように思いますが。私も、申し訳ないところですが、教育委員会の方へ、今までは、公民館、生涯学習課の方が主だったと思うんですが、私は、学校教育。特に小学校の、小規模校についての質問、また、今後の対応の仕方について要望をあわせて質問したいと思っていますが。まずは、通告しておりますのは町内の学校が同時に、同等に、児童生徒の安全、安心が確保されるよう、善処されたいと書いておりますが。具体的なことについて、これから申し上げたいと思います。近年になりまして、小規模校の児童数の減少から国の方針、あるいは県の施策から、義務教育小規模校へは、養護教員、または事務職員を配置しない方向が示されています。そのことによって、本町では、小規模校の安全、安心に危機感を感じ、該当するＰＴＡをはじめ、地域住民は、町の教育委員会とともに、毎年県教育委員会へ地域住民の署名を添えて陳情を重ねている状況にあります。なぜ、町立の学校の教諭や職員の配置についてＰＴＡや地域住民が、県までへも陳情に出向かなければならないのか。それは、町立の小学校であっても、教職員の配置やその人件費負担は、県教育委員会が決めるという制度に原因があります。町立小学校の教職員配置は、町の教育委員会が、まず、内申として県教育委員会へ要望を出し、県教育委員会が教職員配置を決めることになっているようですが。これまで、決定前の状況

判断から、町教育委員会の危機感から該当する学校のPTAはじめ、地域住民とともに県の教育委員会へ陳情に出向いている状況です。その要望内容としては、事務職、養護教諭を、小規模校に兼務ではなく配置すること。国の定数が不足した場合は、県独自の事業として配置することとしております。県の教育委員会の教育長には小規模校への事務職、養護教諭の配置がないことや他校との兼務になっているのは、どのような考え方からなるのか。過疎地小規模校の軽視ではないのではないか。養護教諭や事務職の必要性をどのように県は認識しているのか。県単独でも配置するのが役割ではないか、というような質問をしてきたところです。そこで、まず、この養護教諭、それから事務職について地域住民にとっては、なかなか認識の薄い職種でありますので、養護教員と、養護教諭と事務職員ではありますが、学校経営、運営での、それぞれの役割はどのようなものなのか。それから、続けて2番目も。小規模校での養護教諭、事務職員の配置状況と、これまで県との交渉とか、いろいろな経緯についてお伺い致します。

**○高瀬学校教育課長（高瀬満晃）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 高瀬学校教育課長。

**○高瀬学校教育課長（高瀬満晃）** まず最初に養護教諭、事務職員の学校運営での役割について申し述べさせていただきます。まず、養護教諭の役割についてですが、学校保健情報の把握に関すること。それから、保健指導、保健学習。救急処置及び救急体制に関すること。健康相談活動。健康相談、健康に関すること。それから伝染病の予防。それから、保健室の運営に関することなどが養護教諭の役割となっております。また、小規模校では、教職員の人数が少ないために、教室の給食の経理や公文書の整理など校務の方も担ってもらっている状況でございます。それから、次に事務職員の役割についてでございますが、大きく5つに区分されておりますが、企画運営への参画。校内諸規程に関することなどの学校運営。文書管理調査統計、教職員の勤務管理などの総務系の仕事。それから給与や財務、福利厚生などの事務などを行ってもらっております。養護教育と養護教諭と同様に小規模校におきましては、地域との連携など様々な仕事も担っていただいております。それから、2番目にごしました小規模校での養護教諭、それから、事務職員の配置状況とこれまでの経緯についてでございます。養護教諭や事務職員の配置は国の配置基準をもとに各県へ配分されまして。島根県におきましては、各学校の学級数や児童生徒数などに応じて配分されることとなっております。これまで、島根知事への邑南町重点要望として小規模校への配置を町長、議長から要望をしております。また、島根県市町村教育委員会連合会を通じまして、配置要望も行っているところでございます。平成30年12月議会におきましても、過疎地小規模校の教育環境の維持、改善を求める意見書や、それから令和元年9月の議会におきましても、日貫小学校の養護教諭の継続配置及び事務職員の配置復活と児童数による配置基準等の見直しも、意見書も提出をしております。それから、先ほど冒頭亀山議員の方からも言われましたが、平成30年から教育委員会としては市木小学校区の自治会やPTA。それから、日貫小学校、日貫小学校区の自治会、それ

から、子ども育成会、PTAの方々と一緒に、地域の方々の署名などと一緒に、島根県の教育長の方へ地域のみなさんと署名してもらった署名をもっていきまして、直接要望活動を行っております。そのなかで、地域の実情を訴えるなど様々な要望活動を行ってもらっております。そういったなか、現在市木小学校の養護教諭事務職員、それから、日貫小学校の養護教諭については配置はされておりますが、日貫小学校の事務職員については配置は現在行われていない状況でございます。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。町の教育委員会の方から、県の方へは度々、働きかけが、あっておるように聞いておりましたし、今の答弁のなかでも、それが確認できました。私もこれまでは、なかなかよう行かんかったんですが、ついこの前の陳情に、PTAの会長さんと自治会長さんらあと一緒に、県の教育委員会へ出向いて、どういう状況なのか、どういう、考えでおられるのかを、伺ったところですが。それについては、また後ほど、その結果等についてもお話ししたいと思いますが。その前に、いろいろそりゃあ職員の配置については、それから、人件費については、県の権限でやられるということではあります、その費用面で町立の小中学校の教職員の、先ほど言いました人事や人件費を担う県と、それから、小中学校の設置者である本町との費用負担の関係はどうなのか。それと、もう1点。養護教諭、事務職員が、配置されなくなった場合の小規模校への影響は、いかほどのものなのか。これは、仮定のことではあります、うん。そのことについて、二つ続けて質問します。

○**高瀬学校教育課長（高瀬満晃）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 高瀬学校教育課長。

○**高瀬学校教育課長（高瀬満晃）** まず費用負担の関係についてでございますが、当初冒頭亀山議員の方もおっしゃいましたが、教職員の人事権につきましては島根県教育委員会が行っております、人件費につきましても島根県教育委員会のほうで負担ということになってございます。それから、学校設置者は町長ではございますが。これに対しての費用の面でございますが、学校運営に係る費用のみの負担ということで現在なっておりますのでございます。それから、2番目の質問ございました養護教員、事務職員が配置されなくなった場合の小規模校への影響についてでございます。まず養護教諭の場合につきましては、学校教育法第37条の基づきまして養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができるというふうに規定がございしますが、現在町内の学校には主幹教諭の配置等はございません。養護教諭の役割で重要なことについてですが、不登校や不登校傾向の児童生徒への支援や身体的不調の背景に心の健康問題がかかわっていることなどのサインにいち早く気づくことができる立場にございまして、このこういったことから養護教諭が一層重要な役

割を担っているものと思います。最初、養護教諭の役割の方でも述べさせていただきましたが、児童生徒への救急や健康相談など、児童生徒の心と体の健康管理は必要な仕事であり、特に昨今のコロナ禍におけます役割は大きなものだと思います。それから次の事務職員が配置されなくなったことについての影響でございますが、事務職員が配置されなかった場合につきましては事務職員の仕事を校内の各先生が分担して行なうこととなります。このことにより授業の準備不足や、生徒の見守りなどが負担増となり、学校運営に支障が生じることとなると思われます。また小規模校は教職員が少のうございますので。職員が少ないことから休みなどが取りにくいという状況も発生してくるかと思われます。どちらに致しましても児童生徒への対応がおろそかになることが一番心配なことだと思います。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。養護教諭にしても、事務職員にしても、学校をスムーズに運営していくため、また、今はコロナ禍のとき、児童生徒の健康管理についても、しっかり目くばせする必要があるかと思ひますし、最近、町長が心配されておりますいじめ、不登校、そういった問題、メンタルの面においても、実際、教壇へ立つ先生でなしに、広く見守る、養護教諭の位置づけというものは、大きなものがあるかと思ひます。それで、いくら人数が少ない学校だからといつても、それがゼロでできることはないと思うんですよ。で、ぜひ、これを続けていつてもらいたいとは思ひわけですが。経費面にしても、先ほど伺いましたが、人件費等は県がみます。あとの運営経費、要は校舎の維持であるとか、いろんなことは、町がみるんだ思ひまして、そこを国の基準では、この邑南町の規模なら、学校数はこのくらいにしなさいと、小学校は何校、中学校は何校が適切ですと、基準財政需要額、そこで示されとるかなあと思ひまして、財務課長にその点を調べてもらひましたら、学校数を決めてはしないと。現在ある児童数、それから学級数、学校数に応じて、それに係数かけたものが、基準財政需要額として、国の方、財務省の方ですか、それは、計上することを認めてあるということなんで、そこについては一つはちょっと邑南町のように小規模校を残しとるところが、大変不利な状況かと思ひましたが、そのことはないことはわかりました。そこで町の場合は、小学校の場合、町の財務需要額というのは、1億7千万あまり。それから、中学校でいうと8千万くらいです。合計で、2億5,100万くらいが、基準財政需要額として算出されとるわけですが、実際に昨年の、令和元年度の決算見てみますと、トータルでいいますと学校給食費も含めたものでいうと、3億4,700万ということで、かなり邑南町としては、基準財政需要額以上のものを、この義務教育の経費にあてておるんだなあいうところがわかるんです。それで、これだけ経費を町としてつぎ込んでいるなかで、このあとから、要望するわけですが、これもちよと言ひにくいかと思ひますが、ぜひ先ほどからあります、養護教諭、事務職員の重要性からいうと、ぜひそれは聞き届けてほしいと思ひます。そこでですね、地域の小学校として小規模校を維持、存続させていくんだという石橋町長はじめとする町の方針からすると、本年の教育施策の実施計画のなかでは、小さな学校の大きな挑

戦という題目で、完全複式校など極小規模の小学校もあり、小規模校ならではのメリットを最大限いかした取り組みや、デメリットを克服する取り組みを一層支援するとあります。そういったことからすると、やはり、邑南町としては、ぜひとも、県の方へしっかりこれまで以上をお願いしてほしいところですが。そこで、私もちょっと、県の方針がわからんところは、先ほどの答弁のなかにもありました、国の基準に応じて県が配置するということだったんですが。国の基準をみますと、これ、私の調べたのが古いんかどうかわかりませんが、養護教諭については、学校の学級数、3学級以上なら1名。それと複数配置については、小学校の場合、851人以上の児童数がおったら複数配置をなささいという基準らしいです。それから、事務職員については、3学級以上は、4分の3いうてあるんですよ。人の配置を4分の3で、分数でできるんかどがあなかわからんのんですが、これは、経費の面からいうて4分の3かもしれない。それで、4学級以上は1名という国の基準があるんですが、そこで、県の基準がどうなっとるんか、私なりに調べてみましたが、それが、出てきません。県は、また別な国の基準以上、なんかハードルがあるんかもしれないし、先ほどもちょっとありました、国の基準のなかにはない児童数も、配置条件として、県の方は組み入れておるのではないかなという、懸念がわいてまいりました。そこで、さっきの基準からいいますと、現在、矢上小学校へは、2名の事務職員が配置されとるそうです。それで学級数は8です。瑞穂小学校は、1名です。学級数も8です。児童数は、矢上小学校は142で、瑞穂小学校は132で、あんまりたいしたことはないです。そこで、事務職が二人と一人の違いはどこにあるんだろうか。いつか聞いたときに、これは加配してもろうとるような話も聞きました。そういったところもわからんところがありますし。それから、ある例でいうと、奥出雲の小学校ですが、4学級あるのに、養護教諭が配置されていないというところもあるんだそうですわ。そうすると、ここは児童数が7名なんだそうです。ですから、児童数も配慮しながら、条件に入れながら、県の方が決めておられるのかなあと思いましたが、あまりにも県のやり方というのは、言葉がすぎるかもしれませんが理不尽なところがあるよなと思います。そこでですね、この問題につきましては、去年の9月に福井県議が、県の方で県知事なり、県の教育長にこの問題を質問して、正されたことがあります。その内容というのは、学校によっては養護教諭や事務職員が配置されていない学校があり、その業務を教頭先生や担任の先生が行っている現状についての質問でした。そこで、質問に対する教育長の答弁としては、養護教諭、事務職員の果たす役割は、その職務の専門性から考えても重要であると認識している。これは当たり前ですね。しかし、国庫負担の算定基礎となっている国の配置基準によると、養護教諭や事務職員を、学級数の少ない小規模の小学校に一人ずつ配置することは困難な状況にあるという答弁だそうですわ。国の基準なり、国庫負担というのは、国が学校の先生の配置に対して、国が義務教育国庫負担、ということになると、国は3分の1しかみとらんのに、県が3分の2をみるわけですわ。国の基準をあまりにも重要視しすぎちゃあおらんかいうところがあります。それと、知事においては、子供がどの地域に住んでいても十分な教育が受けられるように、その環境を維持整備することは、島根創生を進めるうえで大事な要素であると考え。これ、大変ありがたい言葉のように聞こえるわけですが、先ほど言いました、秋に県の方へ来年度のことについて陳情に行きましたとき、そのときの教育長の答弁は、この答弁の原稿をそのまんま、あこで読みなさったんじゃないかと思うような答弁でした。言いますのは、陳

情の結果としては、小規模校の事務職員や養護教諭を配置しないことは、地域の小規模校を守り存続させようと町をあげて懸命に取り組んでいることに水をさし、統廃合へ向ける思惑があるのではないかと質問したわけですが、県の教育委員会の教育長は、統廃合は学校設置者である町の判断による、いう答弁でした。そこでですね、その答弁を聞いていますと、国は、国からいくんで、国は、義務教育の国庫負担金を減らしたい思いから、負担割合を、さきほど言いました2分の1から3分の1にかえて、県は、国の方針や基準を根拠にして、小規模校への事務職員や養護教諭の配置を削減しようとしています。県教育委員長の答弁を聞くかぎり、統廃合は設置者である、先ほど言いました町の判断であるとの言葉の裏には、小規模校を廃校にしたら、職員の未配置問題が解決するんだよというようにもとれるんです。邑南町が進めとる小規模校でも残していくんだということでもなしに、小さい学校やめたら、未配置はないようになるけえ、いいじゃないかというようにもとれます。それと、知事の方針の、教育環境の維持整備することが大事だという言葉の裏をちょっとうがって考えてみますと、教育環境、教育環境いうのには、特に複式学級は、教育環境には適さない。単式であるべきだという考え方から基づいているとすれば、やはりこれも統廃合を進めて、校舎を整備してやる方がいいですよ、とも受け取れるんですが。それから、こうした状況を考えていくとこれまでのように、地域の該当するPTAとか、住民が、署名活動をして、これはとても解決できるような問題ではないように思うんですよ。それで、ええとですね、それで、邑南町では、持続可能なまちづくり、これには地域の維持存続が不可欠であることは、これまでもみなさん方もおっしゃっておるところですが、地域の小学校存続には、存続ということはその地域の活性化、地域の維持存続にはなくてはならない大きな要素ではないかと思うております。そこで、いろいろ県の教育委員会と喧嘩をする、県の教育委員会に逆らうというわけじゃあないんですが、町も負担せにゃあ意見者もあるかもしれませんが、県がしっかりそこをフォローしていただきたいところもある。それから、考えていったときに、先ほど言いました、地域にある小学校は、その地域にはなくてはならんものです、それから、邑南町には、県立の、県が設置した矢上高校がありますよね。その矢上高校を存続するためということで、これまで、邑南町としてはかなりの投資をしてきておるように思いますが。県立の矢上高校存続のために行っている本町からの支援策及び支援額は、現在どのくらいのものになっておるかというところをお伺いします。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 議長、番外。

**●山中議長（山中康樹）** 田村地域みらい課長。

**○田村地域みらい課長（田村哲）** 県立矢上高等学校存続のために行っている本町からの支援策及び支援額について申し上げたいと思います。矢上高校への支援は、平成27年3月に策定した将来ビジョンに基づいて実行してまいりましたが、具体的な支援策と支援額について昨年度と今年度の状況について申し上げたいと思います。平成31年度の状況でございますが、支援策としまして、矢上高校教育振興会への補助金。高校への通学支援便の運行。インターネットを使ったオンラインでの補習授業である東大ネットの実施。高校魅力化コー

ディネーターの配置これは昨年度は、年度途中から1名増員して、今、2名体制ということでございます。あと町立の研修施設邑学館の、指定管理料ということで、これは寮として使っていますけども、その経費負担があります。こういったことを総額合わせますと、支出を合計しますと2,355万3,000円になります。そして、今年度についても、先ほど申し上げた支援策を行っておりますけども、予算額の支出を合計しますと2,685万4,000円となります。昨年度と比較して若干増額しているのは、主に、魅力化コーディネーター2名のうち1名については前年度は年度途中からの着任でありましたけれども、今年度は一年間分というふうになったことによるものでございます。これらの支援策につきましては、県や国からの助成金や補助金、特別交付税などの財源措置があることを申し添えておきたいと思います。以上となりますけども、このほか、矢上高校の硬式野球部の監督については、人的支援ということで、行っているということでございます。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。矢上高校もこの邑南町にはなくてはならない学校ということで、町また地域住民あげて、存続には応援をしておるわけですが、この前もちょっと聞きました、金額を今、ごめんなさい、忘れたわけですが、ふるさと寄附においても、矢上高校を支援をするということについて地域の方かもしれませんし、県外の方かもしれません。かなりの額を、矢上高校のために寄附もいただいております。やはり地域としては、その学校はなくてはならないという思いはわかります。ですから、例えば日貫地区、市木地区、また、ほかの地域でも、だんだん小学校の人数は減ってきておりますが、そのものがやはり存続できるかどうかということは、その地域を今後考えていくうえで、大きな心配ごとの一つではないかと思います。その地域で、若いお父さんお母さんが生活圏として生活できるかどうかいう境目にあるのではないかと思います。で、私、今まで、私なりの思いで県とそれから町との関係をいろいろ言うてきたわけですが、これまで、いろいろ県とも交渉していただいたりしとる町長においてはですねえ、ほかの町ですよ、ほかの町は合併と同時に、これを、契機として少子化がちょうどいいチャンスだということで、複式学級を解消するために統廃合を進めたというところもありますし。また、ある町では、本町でもやりよるわけですが、公共施設の管理計画いうんですか、将来の。管理計画を出して、学校ごとのコストを出して、生徒一人当たり、児童一人当たりのコストはこれだけかかりますよ、将来これだけかかりますというような、そういう資料をだして統廃合を進められたという町もあります。幸い邑南町の場合は、町長の当初からの思いで、学校は残すということにしようとなります。ということは、国やら県の思い、他の町と邑南町とは、ちょっと考え方が大きな開きがあると思います。その開きについて、今まで町長、いろいろこういったことでも、県と交渉してきていただいた結果、ギャップというものはあるんじゃないでしょうか。町長の、これまでの感想を、まず、おき、お聞きしたいんですが。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） その前にまずお礼を言わなきゃいけません。日貫小学校、市木小学校のことについては瀧田議員さん、それから亀山議員さん、大変、心配をいただいております。今回も、両議員さんも、地元の方と一緒に熱っぽく語っていただいたというふうに聞いております。で、やはり、まず、この問題は、地域がこの学校を残していこうという、やっぱり熱意がほんとないと負けてしまうというふうに思います。で、今おっしゃるように、開きがあるということでもありますけども。私は、知事とこの問題については、交渉というかお願いをしております。そこには知事は、大変これは重要な問題だという認識をいただいております。一方、私が教育委員会に出かけて、この問題をお願いすると亀山議員さんとおんなじように、紋切り型で無力感を感じる。だから、知事と教育委員会との間にも、非常に私は、開きがあるんじゃないかなと。この問題について。で、そりゃあ、財政面という問題が大きく立ちはだかっているんでしょうけども。一つ、ぜひ、お願いしたいのは、これは、設置者は私でも、重要な部分、財政とか人事というのは、県が握っているわけでございまして。県議会ですら、ぜひ、再度取り上げてもらう。で、福井県議がこの話を質問でされたということではありますが、で、その後、どうなったのか。言っぱなしなのか、やっぱ、もっと突っ込んで、地元の問題として彼自身も、そして県議会全体としても、やっぱり取り上げていかないといけないんじゃないかなあと。そういうことによってマスコミも呼応してくると思います。私は地元の新聞社でも、こういった小規模校に対する養護、あるいは、事務の問題については、あまり記事を見たことがありません。少人数学級って問題、いつでもこう出るんですけども。これは全県的な問題ですが。先ほど言ったような、本当に我々のように困っている地域のことは、取り上げていただいてない。で、やっぱこれは大きく、やっぱりそういう形で、太鼓をたたいていかないと、まずはその開きが縮まらないんじゃないかというふうに思います。で、当然、教育委員会はいうでしょう。金があればつけたいけど、県が絞るから、県の財政のほうに絞るからって話に、実はなってくるわけです。ですから、そこをやっぱり考え方を改めてもらう必要がまずはあるんじゃないかと思います。で、これを安易に妥協しますとね、なし崩しで、やはり統廃合の方に向かわざるを得ないような状況になってくる可能性も高いわけです。で、私どもとしては、絶対これは、死守をしたいなあという思いがあるわけですけども、じゃあ、私だけの邑南町だけの思いなのかっていったらおそらく、同一の問題を抱えた自治体も県内にはあると思うんです。ただ、残念ながら、あまり連帯感がないという。それぞれの、市、町の、やっぱり考え方によって、しようがないからあきらめる、で、奥出雲のように配置がされてない。だけど、地域から言われておそらくそれにかわる方を、町でつけているところもあるかもしれません。大田市の大森小学校も、今、養護教諭がいないそうであります。それでいいのかどうかっていう問題ですねえ。もっともっと、やっぱり教育長会議でもですねえ、やっぱり大きく取り上げてもらって、要望書を出して、ひととおりの話をしましたからそれでいいです。結果は、こうでありました、しようがないですね、っていうことじゃあ、ねえ、やっぱり、大変これは、悲し



い話であろうというふうに思います。その都度、その都度、予算時期にいつてるわけですが、邑南町、一自治体が頑張っても、これはなかなか県は、あるいは教育委員会は姿勢をかえるものではないと思いますので、そこは、県全体の問題として、県議会、あるいは教育長会で、大きく取り上げてもらわないといけないだろうというふうに思います。要は、どういった学校であれ、子供のために教育はどうあるべきか、その教育環境が損なわれることがあってはならない、いうふうに思うわけですね。で、最後に言いますけども、日貫小学校、すごく頑張ってくれています。ただ、ここは養護教諭はいますけども、事務職員がいなくて教頭が兼務している。そういうなかで、文部科学省の指定を受けて、大変に成果が上がっているという、私はレポートを見てるんですよ。で、その成果を県に、県の教育委員会に、文部科学省にどれだけ伝えているのかどうか。よかった、よかったで終わっているんじゃないかと。非常に訴え方が、まだまだ足りないなあというふうに思うんです。せっかく、文科省の指定を受けた学校の成果が、今はそのまま終わっているとすれば、これは残念な話だろうと思います。養護教諭がいるからこそ、日貫小学校もこれだけの成果があがっているというところをですね、やっぱりあぶりだして、そして、訴えていくという、そういう戦略を練らなきゃいけない、というふうに、思っております。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。今町長の言葉をいただきまして、めったないことかもしれませんが、町長の思いと私の思いとが、この度は一致しとるなあと思いました。はい。そこでですねえ、先ほど町長言えました、いろいろ小規模校のいろんな活動については、この前私たちが陳情にいったときも、教育長は地域の小規模校がこういう活動をされとる、こういう活動しとる、されとるというのは、報告を受けて認識をしております、しっかりやっとなられていいことですということだったです。で、そのあとの配置については、お金がない。国がないから、だめです。お金の問題だけで、片づけられとるんかなあいう気がしました。そこでですねえ、まあ、これから、また、来年度、令和3年度が、県がどういう配置をしてくれるか、まだ未確定なところがあるろうとは思いますが、毎年毎年、今の教育委員会の方で、どうだろう、こうだろう、要望どおり通るだろう、通らんだろうかということに、戦々恐々としておるような状況では、なかなか安定せんのかと思います。これまでもやってきてもろうとる以上に、どこかで決着していただきたい。そうでないと、地域住民が、この学校は将来的に続いていくんだろうか、将来6年、仮に入学させる子供さんがあった場合には、6年間続くだろうか。どうだろうという不安をもってもらと、なかなかそこへは入学させるににくい。地域としても、その学校を核にした地域づくりというものが、なかなか考えにくいんじゃないかなあと思うんですよ。それで、最終的には、それは、うちらの方でも話があるわけなんです、学校がなくなった地域が、さびれたところは、近いところにあるんだから、ぜひ、学校は残さにゃあいけんと。年寄りの方、私らの年代の方はそうおっしゃるんです。しかし、学校そのものの本来の目的は、子供たちを育てるということなんで、子供が行きたい

学校という形にしてもらわんといけんし。保護者の方が、この学校へ、小規模校であっても出したいという思いをもってもらわんと続いていかんと思うんでさあ。で、そう思うてもらうためにも、ぜひ、普通の学校の配置されとる先生だけは、なんぼ小そうても、配置されとるんだようという安心感が、地域のお父さんお母さん方に欲しいわけなんです。ということで、県もその小規模、さっきもいいました小規模校の活動については認識してもらおうとる、評価してもらおうとる。ただ、金いうちゃあいけんですが、お金の面だけであるなら、これから来年度のことにしても、再来年についても、早い時期に安定した状態になるように、これからも、知事と教育委員会と県の教育委員会と詰めてもらわにゃあいけんわけですが。万が一、それが叶わんとときには、小規模校に対する、国やら県の施策の不備を、この地域の学校を維持存続していくという、この邑南町の大きな方針にそって。その人件費を、町費で補うてもらおうという考え方はできんもんなんでしょう。そうやって、県とも交渉するだが、万が一のときには任せよ、町でどがあぞするけえ、言うちゃんさると、地域の保護者、また、地域も安心して、今後について、いろんな計画とかを立てやすうなるんじゃないかと思うんです。近いうち、寒うなりましたが正月になります。来年、年明けを、ええ正月を、その人たちが安心して、私たちが安心して年を越せるように、ここで、もうひとつ、町長の意気込みというか、お墨付きをいただきたいわけですが、どうでしょうか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 年が近づくにつれて、おそらく内示の時期になってくると思います。で、年明けで、だいたいこう、話が出てくるんだろうと思いますが、そういった情報はやはり、早めに収集をして、万が一のことがあれば、やっぱり考えていかなきゃいけないだろうと思います。ただ、この場で、まだ、町でつけるだあ、つけんだあゆう話は早いんだろうと思います。我々はお願ひしている立場でありますから。ただ、一つ言いたいことは、やっぱり、特に養護教諭の話です。これはですねえ、やっぱりどの学校にも、私は絶対いるんだろうと思います。今の子供たちの抱えている諸問題、もういろんな問題がある。それをやっぱり、抛り所としている、子供たち抛り所としている養護教諭の先生方、ここが欠けると、子供たちの居場所が、一つはなくなっていくということでもありますから、そこは特に、私は重要視して考えていきたいなと、いうふうに思います。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。町長から、よし、任せという言葉ではなかったですが、安心してこの正月が迎えられる状況になったなと思います。子供たちというのは、県にしても国にしても、大きな目標というところは、一人残らず教育を受ける義務があるということで、

門戸をあけてもろうとするようなんですが、現実的には、いろいろ、絞られてきとるのが状況で、子供たちにしても、好き好んで過疎の地に、辺地に生まれたわけではないです。で、地域にとっては、学校というものは、地域を考えていくうえで、大きな柱になっております。邑南町が、県立の矢上高校を大事に思うように、地域としては、地域の小規模な小学校が大変大事なものです。その点を考えていただきまして、万が一、県の対応ができだった場合には、また、町の方で、それなりの考えをしていただきたい。養護教諭については、私の例で申しまして、メンタル的に大変つらいことがあった事例からいうと、うん、そこで、養護の先生、教頭先生に助けていただいて立ち直ることができた。今、中学校へ行って、元気にやっておりますが、うん。そういった例があるんで、ぜひ、養護教諭のことについては、町として、しっかり考えていただきたい。教育委員会としても、ぜひ、そのことを、県の方へもしっかりお願いしていただきたいことを要望して、ちょっと早ようありますが、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で、 亀山議員の一般質問は終了いたしました。

●山中議長（山中康樹） ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 3 時16分 休憩 ——

（Aグループ議員の入場）

—— 午後 3 時17分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●山中議長（山中康樹） 本日は、これにて散会といたします。

—— 午後 3 時17分 散会 ——